（令和７年第１回定例会３月会議）

参考資料（議案関係）

（令和７年第１回定例会３月会議）
【報告第２号　参考資料】

○位置図

○　事故による責任割合
かつらぎ町　　２５％
相手方　　７５％

○　損害賠償の内訳
物損修繕費　　１４９，７１９円（５９８，８７４円×２５％）

議 案 参 考 資 料

（令和７年第１回定例会３月会議）

担当課（室）係
議会事務局

１．議案名

議案第１６号　かつらぎ町議会委員会条例の一部を改正する条例制定について

２．背景・経過

かつらぎ町の機構改革のため、かつらぎ町課室設置条例の一部改正が令和７年４月から施行されます。

３．趣旨・目的

かつらぎ町課室設置条例の一部改正に伴い、所要の改正を行おうとするものです。

４．概要

常任委員会所管名を改正します。

・第２条第１号

（改正前）管財情報課　⇒　（改正後）管財課

（改正前）産業観光課　⇒　（改正後）農林振興課、まちづくり推進課

・第２条第２号

（改正前）住民福祉課、環境課、健康推進課

（改正後）福祉介護課、住民環境課、健康保険課

（施行期日：令和７年４月１日）

（令和７年第１回定例会３月会議）
【議案第１６号　参考資料】

かつらぎ町議会委員会条例新旧対照表

改　正　後	改　正　前
○かつらぎ町議会委員会条例 （昭和６２年かつらぎ町条例第１２号） （省　　略） 第２条　常任委員会の名称、委員の定数及び所管は、次のとおりとする。 (1)　総務産業常任委員会　７人 企画公室、総務課、管財課、危機管理課、税務課、会計課、農林振興課、まちづくり推進課、建設課、上下水道課及び花園地域振興課の所管に関する事項並びに他の常任委員会に属しない事項に関査及び議案、請願、陳情等の審査を掌る。 (2)　厚生文教常任委員会　６人 福祉介護課、住民環境課、健康保険課及び教育委員会の所管に関する事務の調査及び議案、請願、陳情等の審査を掌る。 （省　　略）	○かつらぎ町議会委員会条例 （昭和６２年かつらぎ町条例第１２号） （省　　略） 第２条　常任委員会の名称、委員の定数及び所管は、次のとおりとする。 (1)　総務産業常任委員会　７人 企画公室、総務課、管財情報課、危機管理課、税務課、会計課、産業観光課、建設課、上下水道課及び花園地域振興課の所管に関する事項並びに他の常任委員会に属しない事項に関する事務の調査及び議案、請願、陳情等の審査を掌る。 (2)　厚生文教常任委員会　６人 住民福祉課、環境課、健康推進課及び教育委員会の所管に関する事務の調査及び議案、請願、陳情等の審査を掌る。 （省　　略）

議 案 参 考 資 料

（令和７年第１回定例会３月会議）

担当課（室）係
議会事務局

１．議案名

議案第１７号　かつらぎ町議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例制定について

２．背景・経過

「情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律」の施行に伴い、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」（以下「番号利用法」という。）が改正されます。また「刑法等の一部を改正する法律」の施行に伴い、刑法等が改正されました。

３．趣旨・目的

番号利用法の一部改正及び刑法等の一部改正に伴い、所要の改正を行おうとするものです。

４．概要

①番号利用法の改正

同法２条に新たに第８項が新設されたことにより条ずれが発生するため、条例の条文を整理します。

・第２条第１０項中　　（改正前）第２条第８項　⇒　（改正後）第２条第９項
・第１２条第５項の表　（改正前）第２条第９項　⇒　（改正後）第２条第１０項

②刑法等の改正

「懲役」及び「禁錮」を廃止して「拘禁刑」を創設することによる規定の整理を行います。

・第５３条から第５５条まで　（改正前）懲役　⇒　（改正後）拘禁刑

（施行期日：①令和７年４月１日　②令和７年６月１日）

（令和７年第１回定例会３月会議）
【議案第１７号　参考資料】

かつらぎ町議会の個人情報の保護に関する条例新旧対照表

改　正　後	改　正　前
○かつらぎ町議会の個人情報の保護に関する条例 （令和5年かつらぎ町条例第2号） （省　　略） （定義） 第2条　（略） 2・3　（略） 4　この条例において「保有個人情報」とは、議会の事務局の職員(以下この章から第3章まで及び第6章において「職員」という。)が職務上作成し、又は取得した個人情報であって、職員が組織的に利用するものとして、議会が保有しているものをいう。ただし、かつらぎ町情報公開条例(平成14年かつらぎ町条例第53号。第20条において「情報公開条例」という。)第2条第2号に規定する公文書(以下「行政文書」という。)に記録されているものに限る。 5～9　（略） 10　この条例において「特定個人情報」とは、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。第12条第5項において「番号利用法」という。)第2条第9項に規定する特定個人情報をいう。 11～13　（略）	○かつらぎ町議会の個人情報の保護に関する条例 （令和5年かつらぎ町条例第2号） （省　　略） （定義） 第2条　（略） 2・3　（略） 4　この条例において「保有個人情報」とは、議会の事務局の職員(以下この章から第3章まで及び第6章において「職員」という。)が職務上作成し、又は取得した個人情報であって、職員が組織的に利用するものとして、議会が保有しているものをいう。ただし、かつらぎ町情報公開条例(平成14年かつらぎ町条例第53号。以下「情報公開条例」という。)第2条第2号に規定する公文書(以下「行政文書」という。)に記録されているものに限る。 5～9　（略） 10　この条例において「特定個人情報」とは、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号利用法」という。)第2条第8項に規定する特定個人情報をいう。 11～13　（略）

改　正　後	改　正　前
（省　　略）	（省　　略）
(利用及び提供の制限) 第12条　（略） 2～4　（略） 5　保有特定個人情報に関しては、第2項第2号から第4号までの規定は適用しないものとし、次の表の左欄に掲げる規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の右欄に掲げる字句とする。	(利用及び提供の制限) 第12条　（略） 2～4　（略） 5　保有特定個人情報に関しては、第2項第2号から第4号まで及び第29条の規定は適用しないものとし、次の表の左欄に掲げる規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の右欄に掲げる字句とする。

第12条第1項	法令に基づく場合を除き、利用目的以外の目的	利用目的以外の目的
	自ら利用し、又は提供してはならない	自ら利用してはならない
第12条第2項	自ら利用し、又は提供する	自ら利用する
第12条第2項第1号	本人の同意があるとき、又は本人に提供するとき	人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意があり、又は本人の同意を得ることが困難であるとき
第38条第1項第1号	又は第12条第1項及び第2項の規定に違反して利用されているとき	第12条第5項の規定により読み替えて適用する同条第1項及び第2項(第

第12条第1項	法令に基づく場合を除き、利用目的以外の目的	利用目的以外の目的
	自ら利用し、又は提供してはならない	自ら利用してはならない
第12条第2項	自ら利用し、又は提供する	自ら利用する
第12条第2項第1号	本人の同意があるとき、又は本人に提供するとき	人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意があり、又は本人の同意を得ることが困難であるとき
第38条第1項第1号	又は第12条第1項及び第2項の規定に違反して利用されているとき	第12条第5項の規定により読み替えて適用する同条第1項及び第2項(第

改　正　後			改　正　前		
		1号に係る部分に限る。)の規定に違反して利用されているとき、番号利用法第20条の規定に違反して収集され、若しくは保管されているとき、又は番号利用法第29条の規定に違反して作成された特定個人情報ファイル(番号利用法第2条第10項に規定する特定個人情報ファイルをいう。)に記録されているとき			1号に係る部分に限る。)の規定に違反して利用されているとき、番号利用法第20条の規定に違反して収集され、若しくは保管されているとき、又は番号利用法第29条の規定に違反して作成された特定個人情報ファイル(番号利用法第2条第9項に規定する特定個人情報ファイルをいう。)に記録されているとき
第38条第1項第2号	第12条第1項及び第2項	番号利用法第19条	第38条第1項第2号	第12条第1項及び第2項	番号利用法第19条

（省　　略）

（省　　略）

(個人情報ファイル簿の作成及び公表)

第17条　議長は、その定めるところにより、議会が保有している個人情報ファイルについて、それぞれ次に掲げる事項その他議長が定める事項を記載した帳簿(第3項において「個人情報ファイル簿」という。)を作成し、公表しなければならない。

(1)～(9)　(略)

2　前項の規定は、次に掲げる個人情報ファイルについては、適用しない。

(個人情報ファイル簿の作成及び公表)

第17条　議長は、その定めるところにより、議会が保有している個人情報ファイルについて、それぞれ次に掲げる事項その他議長が定める事項を記載した帳簿(以下「個人情報ファイル簿」という。)を作成し、公表しなければならない。

(1)～(9)　(略)

2　前項の規定は、次に掲げる個人情報ファイルについては、適用しない。

改　正　後	改　正　前
(1)　次に掲げる個人情報ファイル	(1)　次に掲げる個人情報ファイル
ア　議会の議員若しくは議員であった者又は職員若しくは職員であった者に係る個人情報ファイルであって、専らその人事、議員報酬、給与若しくは報酬若しくは福利厚生に関する事項又はこれらに準ずる事項を記録するもの	ア　議会の議員若しくは議員であった者又は職員若しくは職員であった者に係る個人情報ファイルであって、専らその人事、議員報酬、給与又は報酬、福利厚生に関する事項その他これらに準ずる事項を記録するもの
イ　専ら試験的な電子計算機処理の用に供するための個人情報ファイル	イ　専ら試験的な電子計算機処理の用に供するための個人情報ファイル
ウ　1年以内に消去することとなる記録情報のみを記録する個人情報ファイル	ウ　1年以内に消去することとなる記録情報のみを記録する個人情報ファイル
エ　資料その他の物品若しくは金銭の送付又は業務上必要な連絡のために利用する記録情報を記録した個人情報ファイルであって、送付又は連絡の相手方の氏名、住所その他の送付又は連絡に必要な事項のみを記録するもの	エ　資料その他の物品若しくは金銭の送付又は業務上必要な連絡のために利用する記録情報を記録した個人情報ファイルであって、送付又は連絡の相手方の氏名、住所その他の送付又は連絡に必要な事項のみを記録するもの
オ　職員が学術研究の用に供するためその発意に基づき作成し、又は取得する個人情報ファイルであって、記録情報を専ら当該学術研究の目的のために利用するもの	オ　職員が学術研究の用に供するためその発意に基づき作成し、又は取得する個人情報ファイルであって、記録情報を専ら当該学術研究の目的のために利用するもの
カ　本人の数が議長が定める数に満たない個人情報ファイル	カ　本人の数が議長が定める数に満たない個人情報ファイル
キ　アからカまでに掲げる個人情報ファイルに準ずるものとして議長が定める個人情報ファイル	キ　アからカまでに掲げる個人情報ファイルに準ずるものとして議長が定める個人情報ファイル
(2)・(3)　（略）	(2)・(3)　（略）
3　（略）	3　（略）
(開示請求権)	(開示請求権)
第18条　何人も、この条例の定めるところにより、議長に対し、自己を本人とする保有個人情報の開示を請求することができる。	第18条　何人も、この条例の定めるところにより、議長に対し、議会の保有する自己を本人とする保有個人情報の開示を請求することができる。

改　正　後	改　正　前
2　未成年者若しくは成年被後見人の法定代理人又は本人の委任による代理人(以下「代理人」と総称する。)は、本人に代わって前項の規定による開示の請求(以下「開示請求」という。)をすることができる。	2　未成年者若しくは成年被後見人の法定代理人又は本人の委任による代理人(以下この章において「代理人」と総称する。)は、本人に代わって前項の規定による開示の請求(以下この章及び第48条において「開示請求」という。)をすることができる。
（省　　略）	（省　　略）
(第三者に対する意見書提出の機会の付与等) 第27条　(略) 2　議長は、次の各号のいずれかに該当するときは、第24条第1項の決定(以下「開示決定」という。)に先立ち、当該第三者に対し、議長が定めるところにより、開示請求に係る当該第三者に関する情報の内容その他議長が定める事項を書面により通知して、意見書を提出する機会を与えなければならない。ただし、当該第三者の所在が判明しない場合は、この限りでない。 (1)・(2)　(略) 3　(略)	(第三者に対する意見書提出の機会の付与等) 第27条　(略) 2　議長は、次の各号のいずれかに該当するときは、第24条第1項の決定(以下この章において「開示決定」という。)に先立ち、当該第三者に対し、議長が定めるところにより、開示請求に係る当該第三者に関する情報の内容その他議長が定める事項を書面により通知して、意見書を提出する機会を与えなければならない。ただし、当該第三者の所在が判明しない場合は、この限りでない。 (1)・(2)　(略) 3　(略)
（省　　略）	（省　　略）
(訂正請求権) 第31条　(略) 2　代理人は、本人に代わって前項の規定による訂正の請求(以下「訂正請求」という。)をすることができる。 3　(略)	(訂正請求権) 第31条　(略) 2　代理人は、本人に代わって前項の規定による訂正の請求(以下この章及び第48条において「訂正請求」という。)をすることができる。 3　(略)

改　正　後	改　正　前
(訂正請求の手続) 第32条　(略) 2　(略) 3　議長は、訂正請求書に形式上の不備があると認めるときは、訂正請求をした者(以下「訂正請求者」という。)に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。 (省　　略) (利用停止請求権) 第38条　何人も、自己を本人とする保有個人情報が次の各号のいずれかに該当すると思料するときは、この条例の定めるところにより、議長に対し、当該各号に定める措置を請求することができる。ただし、当該保有個人情報の利用の停止、消去又は提供の停止(以下「利用停止」という。)に関して他の法令の規定により特別の手続が定められているときは、この限りでない。 (1)・(2)　(略) 2　代理人は、本人に代わって前項の規定による利用停止の請求(以下「利用停止請求」という。)をすることができる。 3　(略) (利用停止請求の手続) 第39条　(略) 2　(略) 3　議長は、利用停止請求書に形式上の不備があると認めるときは、利	(訂正請求の手続) 第32条　(略) 2　(略) 3　議長は、訂正請求書に形式上の不備があると認めるときは、訂正請求をした者(以下この章において「訂正請求者」という。)に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。 (省　　略) (利用停止請求権) 第38条　何人も、自己を本人とする保有個人情報が次の各号のいずれかに該当すると思料するときは、この条例の定めるところにより、議長に対し、当該各号に定める措置を請求することができる。ただし、当該保有個人情報の利用の停止、消去又は提供の停止(以下この章において「利用停止」という。)に関して他の法令の規定により特別の手続が定められているときは、この限りでない。 (1)・(2)　(略) 2　代理人は、本人に代わって前項の規定による利用停止の請求(以下この章及び第48条において「利用停止請求」という。)をすることができる。 3　(略) (利用停止請求の手続) 第39条　(略) 2　(略) 3　議長は、利用停止請求書に形式上の不備があると認めるときは、利

改　正　後	改　正　前
用停止請求をした者(以下「利用停止請求者」という。)に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。	用停止請求をした者(以下この章において「利用停止請求者」という。)に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。
(省　　略)	(省　　略)
(適用除外) 第47条　保有個人情報(不開示情報を専ら記録する行政文書に記録されているものに限る。)のうち、まだ分類その他の整理が行われていないもので、同一の利用目的に係るものが著しく大量にあるためその中から特定の保有個人情報を検索することが著しく困難であるものは、前章(第4節を除く。)の規定の適用については、議会に保有されていないものとみなす。	(適用除外) 第47条　保有個人情報(不開示情報を専ら記録する行政文書に記録されているものに限る。)のうち、まだ分類その他の整理が行われていないもので、同一の利用目的に係るものが著しく大量にあるためその中から特定の保有個人情報を検索することが著しく困難であるものは、第4章(第4節を除く。)の規定の適用については、議会に保有されていないものとみなす。
(開示請求等をしようとする者に対する情報の提供等) 第48条　議長は、開示請求、訂正請求又は利用停止請求(以下この条において「開示請求等」という。)をしようとする者がそれぞれ容易かつ的確に開示請求等をすることができるよう、保有個人情報の特定に資する情報の提供その他開示請求等をしようとする者の利便を考慮した適切な措置を講ずるものとする。	(開示請求等をしようとする者に対する情報の提供等) 第48条　議長は、開示請求、訂正請求又は利用停止請求(以下この条において「開示請求等」という。)をしようとする者がそれぞれ容易かつ的確に開示請求等をすることができるよう、保有個人情報の特定その他開示請求等をしようとする者の利便を考慮した適切な措置を講ずるものとする。
(省　　略)	(省　　略)
第53条　職員若しくは職員であった者、第9条第2項若しくは第15条第5項の委託を受けた業務に従事している者若しくは従事していた者又は議会において個人情報、仮名加工情報若しくは匿名加工情報の取扱いに従事している派遣労働者若しくは従事していた派遣労働者が、正	第53条　職員若しくは職員であった者、第9条第2項若しくは第15条第5項の委託を受けた業務に従事している者若しくは従事していた者又は議会において個人情報、仮名加工情報若しくは匿名加工情報の取扱いに従事している派遣労働者若しくは従事していた派遣労働者が、正

改　正　後	改　正　前
当な理由がないのに、個人の秘密に属する事項が記録された第2条第5項第1号に係る個人情報ファイル(その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。)を提供したときは、2年以下の拘禁刑又は100万円以下の罰金に処する。 第54条　前条に規定する者が、その業務に関して知り得た保有個人情報を自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1年以下の拘禁刑又は50万円以下の罰金に処する。 第55条　職員がその職権を濫用して、専らその職務の用以外の用に供する目的で個人の秘密に属する事項が記録された文書、図画又は電磁的記録を収集したときは、1年以下の拘禁刑又は50万円以下の罰金に処する。 （省　　略）	当な理由がないのに、個人の秘密に属する事項が記録された第2条第5項第1号に係る個人情報ファイル(その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。)を提供したときは、2年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。 第54条　前条に規定する者が、その業務に関して知り得た保有個人情報を自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。 第55条　職員がその職権を濫用して、専らその職務の用以外の用に供する目的で個人の秘密に属する事項が記録された文書、図画又は電磁的記録を収集したときは、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。 （省　　略）

12

議 案 参 考 資 料

（令和７年第１回定例会３月会議）

担当課（室）係
議会事務局

１．議案名

議案第１８号　かつらぎ町議会の議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定について

２．背景・経過

かつらぎ町議会会議規則の一部を改正する規則の施行に伴い、かつらぎ町議会の議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例について改正が必要となりました。

３．趣旨・目的

かつらぎ町議会会議規則の一部を改正する規則の施行に伴い、所要の改正を行おうとするものです。

４．概要

条文の引用元であるかつらぎ町議会会議規則の一部改正により、条ずれが発生するため、条番号を整理します。

（費用弁償）
第５条第３項中
＜改正前＞　かつらぎ町議会会議規則第１２８条
＜改正後＞　かつらぎ町議会会議規則第１３２条

（施行期日：公布の日）

（令和７年第１回定例会３月会議）
【議案第１８号　参考資料】

かつらぎ町議会の議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例新旧対照表

改　正　後	改　正　前
○かつらぎ町議会の議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例 （昭和３７年かつらぎ町条例第５号） （省　　略） (費用弁償) 第5条　（略） 2　（略） 3　前2項に規定するもののほか、議員が議長又は委員長の招集に応じ、かつらぎ町議会会議規則(昭和62年かつらぎ町議会規則第1号)第132条の規定による協議会又はかつらぎ町議会委員会条例(昭和62年かつらぎ町条例第12号)第2条、第4条の2及び第5条に規定する委員会(以下「会議等」という。)に出席したときは、費用弁償として1日につき1,800円を支給する。ただし、同一日に行われる会議等への出席に伴う費用弁償については、その日数は1日とする。 4　（略） （省　　略）	○かつらぎ町議会の議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例 （昭和３７年かつらぎ町条例第５号） （省　　略） (費用弁償) 第5条　（略） 2　（略） 3　前2項に規定するもののほか、議員が議長又は委員長の招集に応じ、かつらぎ町議会会議規則(昭和62年かつらぎ町議会規則第1号)第128条の規定による協議会又はかつらぎ町議会委員会条例(昭和62年かつらぎ町条例第12号)第2条、第4条の2及び第5条に規定する委員会(以下「会議等」という。)に出席したときは、費用弁償として1日につき1,800円を支給する。ただし、同一日に行われる会議等への出席に伴う費用弁償については、その日数は1日とする。 4　（略） （省　　略）

議 案 参 考 資 料

（令和７年第１回定例会３月会議）

担当課（室）係
総務課　管理係

１．議案名

議案第１９号　かつらぎ町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例等の一部を改正する条例制定について

２．背景・経過

情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律の施行に伴い、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律が改正されます。

３．趣旨・目的

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正に伴い、所要の改正を行おうとするものです。

４．概要

法第２条に新たに第８項が新設されたことにより条ずれが発生するため、該当する条例の条文を整理します。

施行期日：令和７年４月１日

（令和７年第１回定例会３月会議）
【議案第１９号　参考資料】

かつらぎ町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく

個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例新旧対照表

改　正　後	改　正　前
【第１条関係】 ○かつらぎ町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成27年かつらぎ町条例第33号） （省　　略） （定義） 第２条　この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1)　(略) (2)　特定個人情報　法第2条第9項に規定する特定個人情報をいう。 (3)　個人番号利用事務実施者　法第2条第13項に規定する個人番号利用事務実施者をいう。 (4)　情報提供ネットワークシステム　法第2条第15項に規定する情報提供ネットワークシステムをいう。 (5)・(6)　(略)	○かつらぎ町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成27年かつらぎ町条例第33号） （省　　略） （定義） 第２条　この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1)　(略) (2)　特定個人情報　法第2条第8項に規定する特定個人情報をいう。 (3)　個人番号利用事務実施者　法第2条第12項に規定する個人番号利用事務実施者をいう。 (4)　情報提供ネットワークシステム　法第2条第14項に規定する情報提供ネットワークシステムをいう。 (5)・(6)　(略)

16

改　正　後	改　正　前
（省　　略）	（省　　略）

17

（令和７年第１回定例会３月会議）
【議案第１９号　参考資料】

かつらぎ町税条例新旧対照表

改　正　後	改　正　前
【第２条関係】	
○かつらぎ町税条例(昭和37年かつらぎ町条例第2号)	○かつらぎ町税条例（昭和37年かつらぎ町条例第2号)
(省　　略)	(省　　略)
第63条の2　(略) (1)　代表者の住所、氏名又は名称及び個人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいい、当該書類を提出する者の同項に規定する個人番号に限る。以下固定資産税について同じ。)又は法人番号(同条第16項に規定する法人番号をいう。以下固定資産税について同じ。)(個人番号又は法人番号を有しない者にあっては、住所及び氏名又は名称) (2)～(4)　(略) 2　(略)	第63条の2　(略) (1)　代表者の住所、氏名又は名称及び個人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいい、当該書類を提出する者の同項に規定する個人番号に限る。以下固定資産税について同じ。)又は法人番号(同条第15項に規定する法人番号をいう。以下固定資産税について同じ。)(個人番号又は法人番号を有しない者にあっては、住所及び氏名又は名称) (2)～(4)　(略) 2　(略)
(省　　略)	(省　　略)
(種別割の減免) 第89条　(略)	(種別割の減免) 第89条　(略)

改　正　後	改　正　前
2　(略) (1)　(略) (2)　軽自動車等の所有者等の住所又は事務所若しくは事業所の所在地、氏名又は名称及び個人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。以下この号及び次条において同じ。)又は法人番号(同法第2条第16項に規定する法人番号をいう。以下この号において同じ。)(個人番号又は法人番号を有しない者にあっては、住所又は事務所若しくは事業所の所在地及び氏名又は名称) (3)～(8)　(略) 3　(略)	2　(略) (1)　(略) (2)　軽自動車等の所有者等の住所又は事務所若しくは事業所の所在地、氏名又は名称及び個人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。以下この号及び次条において同じ。)又は法人番号(同法第2条第15項に規定する法人番号をいう。以下この号において同じ。)(個人番号又は法人番号を有しない者にあっては、住所又は事務所若しくは事業所の所在地及び氏名又は名称) (3)～(8)　(略) 3　(略)
(省　　略)	(省　　略)
(特別土地保有税の減免) 第139条の3　(略) 2　(略) (1)　納税義務者の住所、氏名又は名称及び個人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。以下この号において同じ。)又は法人番号(同条第16項に規定する法人番号をいう。以下この号において同じ。)(個人番号又は法人番号を有しない者にあっては、住所及び氏名又は名称) (2)・(3)　(略) 3　(略)	(特別土地保有税の減免) 第139条の3　(略) 2　(略) (1)　納税義務者の住所、氏名又は名称及び個人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。以下この号において同じ。)又は法人番号(同条第15項に規定する法人番号をいう。以下この号において同じ。)(個人番号又は法人番号を有しない者にあっては、住所及び氏名又は名称) (2)・(3)　(略) 3　(略)

19

改　正　後	改　正　前
(省　　略)	(省　　略)
(入湯税に係る特別徴収義務者の経営申告) 第149条　(略) (1)　住所又は事務所若しくは事業所の所在地、氏名又は名称及び個人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。以下この号において同じ。)又は法人番号(同条第16項に規定する法人番号をいう。以下この号において同じ。)(個人番号又は法人番号を有しない者にあっては、住所又は事務所若しくは事業所の所在地及び氏名又は名称) (2)・(3)　(略)	(入湯税に係る特別徴収義務者の経営申告) 第149条　(略) (1)　住所又は事務所若しくは事業所の所在地、氏名又は名称及び個人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。以下この号において同じ。)又は法人番号(同条第15項に規定する法人番号をいう。以下この号において同じ。)(個人番号又は法人番号を有しない者にあっては、住所又は事務所若しくは事業所の所在地及び氏名又は名称) (2)・(3)　(略)
(省　　略)	(省　　略)

20

（令和７年第１回定例会３月会議）
【議案第１９号　参考資料】

かつらぎ町都市計画税条例新旧対照表

改　正　後	改　正　前
【第３条関係】 ○かつらぎ町都市計画税条例（平成9年かつらぎ町条例第32号） （本　則　省　略） 附　則 （省　　略） 7　（略） (1)　納税義務者の住所、氏名又は名称及び個人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第2条第5項に規定する個人番号をいい、当該書類を提出する者の同項に規定する個人番号に限る。以下この号において同じ。)又は法人番号(同条第16項に規定する法人番号をいう。以下この号において同じ。)(個人番号又は法人番号を有しない者にあっては、住所及び氏名又は名称) (2)～(6)　(略) （省　　略）	○かつらぎ町都市計画税条例（平成9年かつらぎ町条例第32号） （本　則　省　略） 附　則 （省　　略） 7　（略） (1)　納税義務者の住所、氏名又は名称及び個人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第2条第5項に規定する個人番号をいい、当該書類を提出する者の同項に規定する個人番号に限る。以下この号において同じ。)又は法人番号(同条第15項に規定する法人番号をいう。以下この号において同じ。)(個人番号又は法人番号を有しない者にあっては、住所及び氏名又は名称) (2)～(6)　(略) （省　　略）

議 案 参 考 資 料

（令和７年第１回定例会３月会議）

担当課（室）係
総務課　管理係

１．議案名

議案第２０号　職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例制定について

２．背景・経過

子の年齢に応じた柔軟な働き方を実現するための措置の拡充等のため、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の一部改正が行われました。

このことにより、国家公務員や地方公務員についても対応する民間労働法制の施行に遅れることなく実施することとされているところです。

３．趣旨・目的

育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の一部改正に伴い、所要の改正を行おうとするものです。

４．概要

①育児又は介護を行う職員の早出遅出勤務を導入します。

②育児又は介護を行う職員の深夜勤務及び時間外勤務の制限を３歳に満たない子から小学校就学の始期に達するまでの子まで拡充します。

③配偶者等が介護を必要とする状況に至った職員に対し、面談等による意向確認等の措置を講じることとします。

④勤務環境の整備等に関する措置（研修や相談体制の整備等）を講じることとします。

⑤短時間勤務職員以外の非常勤職員が要介護家族の介護をするため、部分休業ができる規定の条項を変更します。

（施行期日：令和７年４月１日）

（令和７年第１回定例会３月会議）
【議案第２０号　参考資料】

職員の勤務時間、休暇等に関する条例新旧対照表

改　正　後	改　正　前
【第１条関係】 ○職員の勤務時間、休暇等に関する条例 （平成9年かつらぎ町条例第27号） （省　　略） （育児又は介護を行う職員の早出遅出勤務） 第8条の2　任命権者は、次に掲げる職員が、規則の定めるところにより、その子(民法(明治29年法律第89号)第817条の2第1項の規定により職員が当該職員との間における同項に規定する特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者(当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。)であって、当該職員が現に監護するもの、児童福祉法(昭和22年法律第164号)第27条第1項第3号の規定により同法第6条の4第2号に規定する養子縁組里親である職員に委託されている児童その他これらに準ずる者として規則で定める者を含む。以下この条及び次条において同じ。)を養育するために請求した場合には、公務の運営に支障がある場合を除き、規則の定めるところにより、当該職員に当該請求に係る早出遅出勤務(始業及び終業の時刻を、職員が育児又は介護を行うためのものとしてあらかじめ定められた特定の時刻とする勤務時間の割振りによる勤務をいう。第3項において同じ。)をさせるものとする。	○職員の勤務時間、休暇等に関する条例 （平成9年かつらぎ町条例第27号） （省　　略） (新設)

改　正　後	改　正　前
(1)　小学校就学の始期に達するまでの子のある職員 (2)　小学校に就学している子のある職員であって、規則で定めるもの 2　前項の規定は、第15条第1項に規定する要介護者を介護する職員について準用する。この場合において、前項中「次に掲げる職員が、規則の定めるところにより、その子(民法(明治29年法律第89号)第817条第1項の規定により職員が当該職員との間における同項に規定する特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者(当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。)であって、当該職員が現に監護するもの、児童福祉法(昭和22年法律第164号)第27条第1項第3号の規定により同法第6条の4第2号に規定する養子縁組里親である職員に委託されている児童その他これらに準ずる者として規則で定める者を含む。以下この条及び次条において同じ。)を養育」とあるのは「第15条第1項に規定する要介護者のある職員が、規則の定めるところにより、当該要介護者を介護」と読み替えるものとする。 3　前2項に規定するもののほか、早出遅出勤務に関する手続その他の早出遅出勤務に関し必要な事項は、規則で定める。	
(育児又は介護を行う職員の深夜勤務及び時間外勤務の制限)	(育児又は介護を行う職員の深夜勤務及び時間外勤務の制限)
第8条の3　任命権者は、小学校就学の始期に達するまでの子のある職員(職員の配偶者で当該子の親であるものが、深夜(午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。以下この項において同じ。)において常態として当該子を養育することができるものとして規則で定める者に該当する場合における当該職員を除く。)が、規則で定めるところにより、当該子を養育するために請求した場合には、公務の正常な運営を妨げる場合を除き、深夜における勤務をさせてはならない。	第8条の2　任命権者は、小学校就学の始期に達するまでの子のある職員(職員の配偶者で当該子の親であるものが、深夜(午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。以下この項において同じ。)において常態として当該子を養育することができるものとして規則で定める者に該当する場合における当該職員を除く。)が、規則で定めるところにより、当該子を養育するために請求した場合には、公務の正常な運営を妨げる場合を除き、深夜における勤務をさせてはならない。
2　任命権者は、小学校就学の始期に達するまでの子のある職員が、規則で定めるところにより、当該子を養育するために請求した場合に	2　任命権者は、3歳に満たない子のある職員が、規則で定めるところにより、当該子を養育するために請求した場合には、当該請求をした職

改　正　後	改　正　前
は、当該請求をした職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である場合を除き、第8条第2項に規定する勤務(災害その他避けることのできない事由に基づく臨時の勤務を除く。次項において同じ。)をさせてはならない。	員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である場合を除き、前条第2項に規定する勤務(災害その他避けることのできない事由に基づく臨時の勤務を除く。次項において同じ。)をさせてはならない。
3　任命権者は、小学校就学の始期に達するまでの子のある職員が、規則で定めるところにより、当該子を養育するために請求した場合には、当該請求をした職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である場合を除き、1月について24時間、1年について150時間を超えて、第8条第2項に規定する勤務をさせてはならない。	3　任命権者は、小学校就学の始期に達するまでの子のある職員が、規則で定めるところにより、当該子を養育するために請求した場合には、当該請求をした職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である場合を除き、1月について24時間、1年について150時間を超えて、前条第2項に規定する勤務をさせてはならない。
4　前3項の規定は、第15条第1項に規定する要介護者を介護する職員について準用する。この場合において、第1項中「小学校就学の始期に達するまでの子のある職員(職員の配偶者で当該子の親であるものが、深夜(午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。以下この項において同じ。)において常態として当該子を養育することができるものとして規則で定める者に該当する場合における当該職員を除く。)が、規則で定めるところにより、当該子を養育」とあり、第2項及び前項中「小学校就学の始期に達するまでの子のある職員が、規則で定めるところにより、当該子を養育」とあるのは、「第15条第1項に規定する要介護者のある職員が、規則で定めるところにより、当該要介護者を介護」と、第1項中「深夜における」とあるのは「深夜（午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。）における」と、第2項中「当該請求をした職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である」とあるのは「公務の運営に支障がある」と読み替えるものとする。	4　前3項の規定は、第15条第1項に規定する要介護者を介護する職員について準用する。この場合において、第1項中「小学校就学の始期に達するまでの子(民法(明治29年法律第89号)第817条の2第1項の規定により職員が当該職員との間における同項に規定する特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者(当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。)であって、当該職員が現に監護するもの、児童福祉法(昭和22年法律第164号)第27条第1項第3号の規定により同法第6条の4第2号に規定する養子縁組里親である職員に委託されている児童その他これらに準ずる者として規則で定める者を含む。以下この条において同じ。)のある職員(職員の配偶者で当該子の親であるものが、深夜(午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。以下この項において同じ。)において常態として当該子を養育することができるものとして規則で定める者に該当する場合における当該職員を除く。)が、規則で定めるところにより、当該子を養育」とあるのは「第15条第1項に規定する要介護者のある職員が、規則で定めるところにより、当該要介護者を介護」と、「深夜における」とあるのは「深夜(午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。)における」と、第2項中「3歳に満たない子のある職員が、規則で定める

改　正　後	改　正　前
	ところにより、当該子を養育」とあるのは「第15条第1項に規定する要介護者のある職員が、規則で定めるところにより、当該要介護者を介護」と、「当該請求をした職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である」とあるのは「公務の運営に支障がある」と、前項中「小学校就学の始期に達するまでの子のある職員が、規則で定めるところにより、当該子を養育」とあるのは「第15条第1項に規定する要介護者のある職員が、規則で定めるところにより、当該要介護者を介護」と読み替えるものとする。
5　前各項に規定するもののほか、勤務の制限に関する手続その他の勤務の制限に関し必要な事項は、規則で定める。	5　前4項に規定するもののほか、勤務の制限に関する手続その他の勤務の制限に関し必要な事項は、規則で定める。
(超勤代休時間)	(超勤代休時間)
第8条の4　任命権者は、職員の給与等に関する条例(昭和33年かつらぎ町条例第44号)第16条第4項の規定により超過勤務手当を支給すべき職員に対して、規則の定めるところにより、当該超過勤務手当の一部の支給に代わる措置の対象となるべき時間(以下「超勤代休時間」という。)として、規則で定める期間内にある勤務日等(第3条第2項、第4条又は第5条の規定により勤務時間が割り振られた日をいう。第10条第1項において同じ。)(第10条第1項に規定する休日及び代休日を除く。)に割り振られた勤務時間の全部又は一部を指定することができる。	第8条の3　任命権者は、職員の給与等に関する条例(昭和33年かつらぎ町条例第44号)第16条第4項の規定により超過勤務手当を支給すべき職員に対して、規則の定めるところにより、当該超過勤務手当の一部の支給に代わる措置の対象となるべき時間(以下「超勤代休時間」という。)として、規則で定める期間内にある勤務日等(第3条第2項、第4条又は第5条の規定により勤務時間が割り振られた日をいう。第10条第1項において同じ。)(第10条第1項に規定する休日及び代休日を除く。)に割り振られた勤務時間の全部又は一部を指定することができる。
2　(略)	2　(略)
(省　　略)	(省　　略)
(介護休暇)	(介護休暇)
第15条　介護休暇は、職員が要介護者(配偶者(届出をしないが事実上婚	第15条　介護休暇は、職員が要介護者(配偶者(届出をしないが事実上婚

改　正　後	改　正　前
姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この項において同じ。)、父母、子、配偶者の父母その他規則で定める者（第17条の2第1項において「配偶者等」という。）で負傷、疾病又は老齢により規則で定める期間にわたり日常生活を営むのに支障があるものをいう。以下同じ。)の介護をするため、任命権者が、規則の定めるところにより、職員の申出に基づき、要介護者の各々が当該介護を必要とする一の継続する状態ごとに、3回を超えず、かつ、通算して6月を超えない範囲内で指定する期間(以下「指定期間」という。)内において勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇とする。	姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この項において同じ。)、父母、子、配偶者の父母その他規則で定める者で負傷、疾病又は老齢により規則で定める期間にわたり日常生活を営むのに支障があるものをいう。以下同じ。)の介護をするため、任命権者が、規則の定めるところにより、職員の申出に基づき、要介護者の各々が当該介護を必要とする一の継続する状態ごとに、3回を超えず、かつ、通算して6月を超えない範囲内で指定する期間(以下「指定期間」という。)内において勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇とする。
2・3　（略）	2・3　（略）
（省　　略）	（省　　略）
（配偶者等が介護を必要とする状況に至った職員に対する意向確認等） 第17条の2　任命権者は、職員が配偶者等が当該職員の介護を必要とする状況に至ったことを申し出たときは、当該職員に対して、仕事と介護との両立に資する制度又は措置（以下この条及び次条において「介護両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせるとともに、介護両立支援制度等の申告、請求又は申出（次条において「請求等」という。）に係る当該職員の意向を確認するための面談その他の措置を講じなければならない。 2　任命権者は、職員に対して、当該職員が40歳に達した日の属する年度（4月1日から翌年の3月31日までをいう。）において、前項に規定する事項を知らせなければならない。	(新設)
（勤務環境の整備に関する措置）	(新設)

改　正　後	改　正　前
第17条の3　任命権者は、介護両立支援制度等の請求等が円滑に行われるようにするため、次に掲げる措置を講じなければならない。 (1)　職員に対する介護両立支援制度等に係る研修の実施 (2)　介護両立支援制度等に関する相談体制の整備 (3)　その他介護両立支援制度等に係る勤務環境の整備に関する措置 （省　　略）	 （省　　略）

28

（令和７年第１回定例会３月会議）
【議案第２０号　参考資料】

職員の育児休業等に関する条例新旧対照表

改　正　後	改　正　前
【第２条関係】 ○職員の育児休業等に関する条例(平成19年かつらぎ町条例第40号) (省　　略) (部分休業の承認) 第18条　(略) 2　(略) 3　非常勤職員に対する部分休業の承認については、1日につき、当該非常勤職員について1日につき定められた勤務時間から5時間45分を減じた時間を超えない範囲内で(当該非常勤職員が育児時間又は育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律(平成3年法律第76号)第61条の2第20項の規定による介護をするための時間(以下「介護をするための時間」という。)の承認を受けて勤務しない場合にあっては、当該時間を超えない範囲内で、かつ、2時間から当該育児時間又は当該介護するための時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内で)行うものとする。 (省　　略)	○職員の育児休業等に関する条例(平成19年かつらぎ町条例第40号) (省　　略) (部分休業の承認) 第18条　(略) 2　(略) 3　非常勤職員に対する部分休業の承認については、1日につき、当該非常勤職員について1日につき定められた勤務時間から5時間45分を減じた時間を超えない範囲内で(当該非常勤職員が育児時間又は育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律(平成3年法律第76号)第61条第32項において読み替えて準用する同条第29項の規定による介護をするための時間(以下「介護をするための時間」という。)の承認を受けて勤務しない場合にあっては、当該時間を超えない範囲内で、かつ、2時間から当該育児時間又は当該介護するための時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内で)行うものとする。 (省　　略)

（令和７年第１回定例会３月会議）
【議案第２０号　参考資料】

職員の給与等に関する条例新旧対照表

改　正　後	改　正　前
○職員の給与等に関する条例（昭和33年かつらぎ町条例第44号）	○職員の給与等に関する条例（昭和33年かつらぎ町条例第44号）
（省　　略）	（省　　略）
(給与からの減額) 第5条　職員が職員の勤務時間、休暇等に関する条例(以下「勤務時間条例」という。)第2条から第5条までの規定によって定められた勤務時間(以下「正規の勤務時間」という。)中に勤務しないときは、次に掲げる場合を除き、その勤務しない時間1時間につき次条に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。 (1)　勤務時間条例第8条の4第1項に規定する超勤代休時間、勤務時間条例第9条に規定する祝日法による休日(勤務時間条例第10条第1項の規定により代休日を指定されて、当該休日に割り振られた勤務時間の全部を勤務した職員にあっては、当該休日に代わる代休日。以下「祝日法による休日等」という。)又は勤務時間条例第9条に規定する年末年始の休日(勤務時間条例第10条第1項の規定により代休日を指定されて、当該休日に割り振られた勤務時間の全部を勤務した職員にあっては、当該休日に代わる代休日。以下「年末年始の休日等」という。)の場合 (2)・(3)　（略）	(給与からの減額) 第5条　職員が職員の勤務時間、休暇等に関する条例(以下「勤務時間条例」という。)第2条から第5条までの規定によって定められた勤務時間(以下「正規の勤務時間」という。)中に勤務しないときは、次に掲げる場合を除き、その勤務しない時間1時間につき次条に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。 (1)　勤務時間条例第8条の3第1項に規定する超勤代休時間、勤務時間条例第9条に規定する祝日法による休日(勤務時間条例第10条第1項の規定により代休日を指定されて、当該休日に割り振られた勤務時間の全部を勤務した職員にあっては、当該休日に代わる代休日。以下「祝日法による休日等」という。)又は勤務時間条例第9条に規定する年末年始の休日(勤務時間条例第10条第1項の規定により代休日を指定されて、当該休日に割り振られた勤務時間の全部を勤務した職員にあっては、当該休日に代わる代休日。以下「年末年始の休日等」という。)の場合 (2)・(3)　（略）
（省　　略）	（省　　略）

改　正　後	改　正　前
(超過勤務手当) 第16条　（略） 2～4　（略） 5　勤務時間条例第8条の4第1項に規定する超勤代休時間を指定された場合において、当該超勤代休時間に職員が勤務しなかったときは、前項に規定する60時間を超えて勤務した全時間のうち当該超勤代休時間の指定に代えられた超過勤務手当の支給に係る時間に対しては、当該時間1時間につき、第6条に規定する勤務1時間当たりの給与額に次の各号に掲げる時間の区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額の超過勤務手当を支給することを要しない。 (1)・(2)　（略） 6　（略） （省　　略）	(超過勤務手当) 第16条　（略） 2～4　（略） 5　勤務時間条例第8条の3第1項に規定する超勤代休時間を指定された場合において、当該超勤代休時間に職員が勤務しなかったときは、前項に規定する60時間を超えて勤務した全時間のうち当該超勤代休時間の指定に代えられた超過勤務手当の支給に係る時間に対しては、当該時間1時間につき、第6条に規定する勤務1時間当たりの給与額に次の各号に掲げる時間の区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額の超過勤務手当を支給することを要しない。 (1)・(2)　（略） 6　（略） （省　　略）

議 案 参 考 資 料

（令和７年第１回定例会３月会議）

担当課（室）係

危機管理課　消防係

１．議案名

議案第２１号　かつらぎ町の特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定について

２．背景・経過

消防団員の処遇改善を図るため、非常勤消防団員の報酬等の基準において災害出動、訓練出動、警戒出動などに対する報酬の標準額が定められました。

３．趣旨・目的

消防団員の処遇改善を図るため、活動実績に応じた出動報酬金額及び出動に関する費用弁償の改正を行おうとするものです。

４．概要

現在すべての出動に対して１日当たり1,000円が割り当てられています。

現行の出動に係る措置を見直し、新たに出動報酬を創設することとし、出動報酬の単価を以下のとおりとします。

［現状］

すべての出動（１日当たり）　1,000円/日

［今後］

＜出動報酬＞

水火災その他災害出動、行方不明者の捜索（１日当たり）　8,000円/日

訓練出動、警戒出動等（１日当たり）　4,000円/日

消防学校入校及び所定の研修（１日当たり）　8,000円/日

＜費用弁償＞

交通費（１日当たり）　1,000円/日

（施行期日:令和７年４月１日）

（令和７年第１回定例会３月会議）
【議案第２１号　参考資料】

かつらぎ町の特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例新旧対照表

改　正　後	改　正　前
○かつらぎ町の特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和37年かつらぎ町条例第9号） （省　　略） 第3条　（略） 2　地方公務員法(昭和25年法律第261号)第3条第3項第5号に規定する消防団員及び水防団員が、災害、訓練、警戒、その他消防団長の要請に応じ出動した場合（他の市町村の区域内における災害に出動した場合を含む。）の費用弁償の額は、１日につき1,000円とする。 （省　　略） 附　則 （省　　略） 別表第5(第2条関係) 地方公務員法第3条第3項第5号に該当する職	○かつらぎ町の特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和37年かつらぎ町条例第9号） （省　　略） 第3条　（略） 2　地方公務員法(昭和25年法律第261号)第3条第3項第5号に規定する消防団員及び水防団員が、水火災その他災害等の職務に従事する場合においては、費用弁償として1日につき1,000円を支給する。 （省　　略） 附　則 （省　　略） 別表第5(第2条関係) 地方公務員法第3条第3項第5号に該当する職

職名	報酬額

職名	報酬額

改　正　後		改　正　前	
消防団団長	年　102,200円	消防団団長	年　102,200円
〃　副団長	年　73,000円	〃　副団長	年　73,000円
〃　分団長	年　58,400円	〃　分団長	年　58,400円
〃　副分団長	年　51,100円	〃　副分団長	年　51,100円
〃　部長	年　43,800円	〃　部長	年　43,800円
〃　班長	年　39,420円	〃　班長	年　39,420円
〃　団員	年　36,500円	〃　団員	年　36,500円
消防団員（全階級）	水火災その他災害出動、行方不明者の捜索 １日当たり　8,000円		
消防団員（全階級）	訓練出動、警戒出動等 １日当たり　4,000円		
消防団員（全階級）	消防学校入校及び所定の研修 １日当たり　8,000円		

議 案 参 考 資 料

（令和７年第１回定例会３月会議）

担当課（室）係
総務課　管理係

１．議案名

議案第２２号　職員の給与等に関する条例等の一部を改正する条例制定について

２．背景・経過

社会と公務の変化に応じた給与制度を整備するため、人事院勧告が行われました。

３．趣旨・目的

人事院勧告等に伴い、所要の改正を行おうとするものです。

４．概要

１．給料表の見直し

①国家公務員の行政職給料表（一）に準じ、給料表を改定します。
３級から６級の初号近辺の号給をカットして各級の初号の額を引き上げます。

②会計年度任用職員の給料表の改定
職員の給料表の１級及び２級の最高号給まで給料表を延伸します。

２．手当の見直し

①扶養手当　　配偶者に係る手当を廃止し、子に係る手当額を引き上げます。
（見直しに関しては２年をかけて段階的に実施）

扶養親族	現行	令和7年度	令和8年度
配偶者	6,500円	3,000円	廃止
子（一人当たり）	10,000円	11,500円	13,000円

②通勤手当　　支給限度額を1か月当たり１５０，０００円に引上げます。

③管理職特別勤務手当　　支給対象時間帯を拡大します。
現行：午前０時～午前５時　⇒　見直し後：午後１０時～午前５時

④地域手当　　国家公務員の地域手当の支給地域に準じた改正を行います。
規則で定める地域（和歌山市及び橋本市）を除く規定を削ります。

⑤企業職員の手当についても一般行政職員と同様の改正を行います。

⑥定年前再任用短時間勤務職員及び暫定再任用職員に住居手当を新たに支給します。

（施行期日：令和７年４月１日）

（令和７年第１回定例会３月会議）
【議案第２２号　参考資料】

職員の給与等に関する条例新旧対照表

改　正　後	改　正　前
【第１条関係】	
○職員の給与等に関する条例（昭和33年かつらぎ町条例第44号）	○職員の給与等に関する条例（昭和33年かつらぎ町条例第44号）
（省　　略）	（省　　略）
(扶養手当) 第14条　扶養親族のある職員には、扶養手当を支給する。 2　前項の扶養親族とは、次に掲げる者で他に生計の途がなく主としてその職員の扶養を受けていると認められるものとする。 (1)　満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子 (2)　満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある孫 (3)　満60歳以上の父母及び祖父母 (4)　満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある弟妹 (5)　重度心身障害者 3　扶養手当の月額は、前項第1号に該当する扶養親族(次項において「扶養親族たる子」という。)については1人につき13,000円、同項第2号から第5号までのいずれかに該当する扶養親族については1人につき6,500円とする。	(扶養手当) 第14条　扶養親族のある職員には、扶養手当を支給する。 2　前項の扶養親族とは、次に掲げる者で他に生計の途がなく主としてその職員の扶養を受けていると認められるものとする。 (1)　配偶者(婚姻の届出をしていないが、事実上、婚姻関係と同様の事情にあると認められる者を含む。) (2)　満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子 (3)　満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある孫 (4)　満60歳以上の父母及び祖父母 (5)　満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある弟妹 (6)　重度心身障害者 3　扶養手当の月額は、前項第1号及び第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族については1人につき6,500円、同項第2号に該当する扶養親族(以下「扶養親族たる子」という。)については1人につき10,000円とする。

改　正　後	改　正　前
4　扶養親族たる子のうちに、満15歳に達する日以後の最初の4月1日から満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子がいる場合における扶養手当の月額は、前項の規定にかかわらず、5,000円に当該期間にある当該扶養親族たる子の数を乗じて得た額を同項の規定による額に加算した額とする。	4　扶養親族たる子のうちに、満15歳に達する日以後の最初の4月1日から満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間(以下「特定期間」という。)にある子がいる場合における扶養手当の月額は、前項の規定にかかわらず、5,000円に特定期間にある当該扶養親族たる子の数を乗じて得た額を同項の規定による額に加算した額とする。
5　前各項に規定するもののほか、扶養親族の数の変更に伴う支給額の改定その他扶養手当の支給に関し必要な事項は、規則で定める。	
（省　　略）	（省　　略）
(通勤手当) 第20条の2　通勤手当は、次に掲げる職員に支給する。 (1)　通勤のため交通機関又は有料の道路(以下この項から第3項までにおいて「交通機関等」という。)を利用してその運賃又は料金(以下この項及び次項において「運賃等」という。)を負担することを常例とする職員(交通機関等を利用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって交通機関等を利用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるもの及び第3号に掲げる職員を除く。) (2)　通勤のため自動車その他の交通の用具で規則で定めるもの(以下この条において「自動車等」という。)を使用することを常例とする職員(自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2.キロメートル未満であるもの及び次号に掲げる職員を除く。) (3)　通勤のため交通機関等を利用してその運賃等を負担し、かつ、自	(通勤手当) 第20条の2　職員には45,000円を限度として通勤手当を支給する。ただし、通勤距離が片道2.0キロメートル未満である者を除く。 2　町外から通勤する職員で(規則で定める職員を含む。)、交通機関を利用し、かつ、その運賃又は料金を負担することを常例とする職員で町長が必要と認めるときは、一般職の職員の給与に関する法律(昭和25年法律第95号)第12条各項の規定を準用することができる。 3　定年前再任用短時間勤務職員のうち、1箇月当たりの通勤回数を考慮して規則で定める職員にあっては、その額から、その額に規則で定める割合を乗じて得た額を減じた額とする。 4　前3項の通勤手当の支給に関し必要な事項は、別に町長が規則で定める。

改　正　後	改　正　前
動車等を使用することを常例とする職員(交通機関等を利用し、又は自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって、交通機関等を利用せず、かつ、自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるものを除く。) 2　通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。 (1)　前項第1号に掲げる職員　支給単位期間につき、規則で定めるところにより算出した当該職員の支給単位期間の通勤に要する運賃等の額に相当する額(次項において「運賃等相当額」という。) (2)　前項第2号に掲げる職員　当該職員の自動車等の使用距離に応じ、支給単位期間につき、3,400円から31,600円までの間において規則で定める額(定年前再任用短時間勤務職員のうち、支給単位期間当たりの通勤回数を考慮して規則で定める職員にあっては、その額からその額に規則で定める割合を乗じて得た額を減じた額) (3)　前項第3号に掲げる職員　交通機関等を利用せず、かつ、自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離、交通機関等の利用距離、自動車等の使用距離等の事情を考慮して規則で定める区分に応じ、前2号に定める額、第1号に定める額又は前号に定める額 3　運賃等相当額をその支給単位期間の月数で除して得た額(交通機関等が2以上ある場合においては、その合計額)及び前項第2号に定める額の合計額が15万円を超える職員の通勤手当の額は、同項の規定にかかわらず、当該職員の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、15万円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額とする。 4　通勤手当は、支給単位期間(規則で定める通勤手当にあっては、規則	

改　正　後	改　正　前
で定める期間)に係る最初の月の規則で定める日に支給する。 5　通勤手当を支給される職員につき、離職その他の規則で定める事由が生じた場合には、当該職員に、支給単位期間のうちこれらの事由が生じた後の期間を考慮して規則で定める額を返納させるものとする。 6　この条において「支給単位期間」とは、通勤手当の支給の単位となる期間として6箇月を超えない範囲内で1箇月を単位として規則で定める期間(自動車等に係る通勤手当にあっては、1箇月)をいう。 7　前各項に規定するもののほか、通勤の実情の変更に伴う支給額の改定その他通勤手当の支給及び返納に関し必要な事項は、規則で定める。	
（省　　略）	（省　　略）
(管理職員特別勤務手当) 第20条の5　第20条の3に規定する管理職手当を支給されることとなる職員(次項において「管理職員」という。)が臨時又は緊急の必要その他の公務の運営の必要により勤務時間条例第3条第1項、第4条及び第5条の規定による週休日又は祝日法による休日等若しくは年末年始の休日等(次項において「週休日等」という。)に勤務をした場合は、当該職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。 2　前項に規定する場合のほか、管理職員が災害への対処その他の臨時又は緊急の必要により午後10時から翌日の午前5時までの間(週休日等に含まれる時間を除く。)であって正規の勤務時間以外の時間に勤務をした場合は、当該職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。 3　管理職員特別勤務手当の額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額(前2項に規定する勤務に従事する時間を考慮し	(管理職員特別勤務手当) 第20条の5　第20条の3に規定する管理職手当を支給されることとなる職員(次項において「管理職員」という。)が臨時又は緊急の必要その他の公務の運営の必要により勤務時間条例第3条第1項、第4条及び第5条の規定による週休日又は祝日法による休日等若しくは年末年始の休日等(次項において「週休日等」という。)に勤務した場合は、当該職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。 2　前項に規定する場合のほか、管理職員が災害への対処その他の臨時又は緊急の必要により週休日等以外の日の午前零時から午前5時までの間であって正規の勤務時間以外の時間に勤務した場合は、当該職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。 3　管理職員特別勤務手当の額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

改　正　後	改　正　前
て規則で定める勤務をした職員にあっては、その額に100分の150を乗じて得た額)とする。	
(1)　第1項に規定する場合　同項の勤務1回につき、12,000円を超えない範囲内において規則で定める額	(1)　第1項に規定する場合　同項の規定による勤務に従事する時間が6時間を超えることとなる勤務1回につき、12,000円を超えない範囲内において規則で定める額(同項の勤務に従事する時間等を考慮して規則で定める勤務にあっては、その額に100分の50を乗じて得た額)
(2)　前項に規定する場合　同項の勤務1回につき、6,000円を超えない範囲内において規則で定める額	(2)　前項に規定する場合　同項の勤務1回につき、6,000円を超えない範囲内において規則で定める額
4　前3項に定めるもののほか、管理職員特別勤務手当の支給に関し必要な事項は、規則で定める。	4　前3項に定めるもののほか、管理職員特別勤務手当の支給に関し必要な事項は、規則で定める。
(地域手当)	(地域手当)
第20条の6　地域手当は、当該地域における民間の賃金水準を基礎とし、当該地域における物価等を考慮して、一般職の職員の給与に関する法律(昭和25年法律第95号)第11条の3第1項に規定する地域手当の支給地域に在勤する職員に支給する。	第20条の6　地域手当は、当該地域における民間の賃金水準を基礎とし、当該地域における物価等を考慮して、一般職の職員の給与に関する法律(昭和25年法律第95号)第11条の3第1項に規定する地域手当の支給地域(規則で定める地域を除く。)に在勤する職員に支給する。
2　地域手当の月額は、給料、扶養手当及び管理職手当の月額の合計額に、一般職の職員の給与に関する法律第11条の3第2項に規定する地域手当の級地の区分に応じた支給割合を乗じて得た額とする。	2　地域手当の月額は、給料、扶養手当及び管理職手当の月額の合計額に、一般職の職員の給与に関する法律第11条の3第2項に規定する地域手当の級地の区分に応じた支給割合を乗じて得た額とする。
第3節　補則	第3節　補則
(特定の職員についての適用除外)	(特定の職員についての適用除外)
第21条　第9条第1項から第3項まで、第10条、第14条及び第20条の規定は、定年前再任用短時間勤務職員には適用しない。	第21条　第9条第1項から第3項まで、第10条、第14条、第20条及び第20条の4の規定は、定年前再任用短時間勤務職員には適用しない。
(附　則　省　略)	(附　則　省　略)

改　正　後

別表第1(第8条関係)

職員の区分	職務の級 / 号級	1級	2級	3級	4級	5級	6級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員	1	183,500	230,000	265,300	298,800	321,300	355,200
	2	184,600	231,500	266,300	300,300	323,100	356,900
	3	185,800	233,000	267,300	301,800	324,900	358,500
	4	186,900	234,500	268,300	303,200	326,600	360,100
	5	188,000	236,000	269,300	304,600	328,300	361,700
	6	189,700	237,500	270,300	305,700	330,000	363,500
	7	191,300	239,000	271,300	306,700	331,700	365,000
	8	192,900	240,500	272,300	307,900	333,400	366,600
	9	194,500	242,000	273,300	309,100	335,000	368,000
	10	196,200	243,400	274,300	310,700	336,700	369,600
	11	197,800	244,800	275,300	312,300	338,400	371,200
	12	199,400	246,200	276,400	313,900	340,000	372,700
	13	201,000	247,400	277,400	315,400	341,500	374,600
	14	202,700	248,600	278,700	317,000	343,100	376,500
	15	204,400	249,800	280,000	318,600	344,700	378,400
	16	206,100	251,000	281,200	320,200	346,200	380,200
	17	207,400	252,100	282,500	321,700	347,600	381,700
	18	209,000	253,200	283,800	323,400	349,300	383,500
	19	210,600	254,300	285,000	325,000	350,900	385,200
	20	212,100	255,400	286,200	326,600	352,500	386,800

改　正　前

別表第1(第8条関係)

職員の区分	職務の級 / 号級	1級	2級	3級	4級	5級	6級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員	1	183,500	230,000	261,300	287,300	309,800	335,000
	2	184,600	231,500	262,300	288,900	311,500	336,900
	3	185,800	233,000	263,300	290,400	313,200	338,700
	4	186,900	234,500	264,300	291,900	314,700	340,500
	5	188,000	236,000	265,300	293,400	316,100	342,200
	6	189,700	237,500	266,300	294,900	317,400	343,900
	7	191,300	239,000	267,300	296,300	318,700	345,500
	8	192,900	240,500	268,300	297,600	320,000	347,200
	9	194,500	242,000	269,300	298,800	321,300	348,800
	10	196,200	243,400	270,300	300,300	323,100	350,500
	11	197,800	244,800	271,300	301,800	324,900	352,100
	12	199,400	246,200	272,300	303,200	326,600	353,700
	13	201,000	247,400	273,300	304,600	328,300	355,200
	14	202,700	248,600	274,300	305,700	330,000	356,900
	15	204,400	249,800	275,300	306,700	331,700	358,500
	16	206,100	251,000	276,400	307,900	333,400	360,100
	17	207,400	252,100	277,400	309,100	335,000	361,700
	18	209,000	253,200	278,700	310,700	336,700	363,500
	19	210,600	254,300	280,000	312,300	338,400	365,000
	20	212,100	255,400	281,200	313,900	340,000	366,600

改　正　後						
21	213,600	256,400	287,300	328,000	353,700	388,500
22	215,200	257,400	288,500	329,700	355,200	389,900
23	216,800	258,400	289,800	331,400	356,700	391,300
24	218,400	259,400	291,100	333,000	358,200	392,700
25	220,000	260,400	292,400	334,200	359,900	394,100
26	221,700	261,300	293,400	336,100	361,700	395,300
27	223,000	262,200	294,400	337,800	363,400	396,500
28	224,300	263,100	295,500	339,400	365,100	397,500
29	225,600	263,900	296,600	340,900	366,500	398,600
30	226,700	264,700	297,800	342,500	367,800	399,800
31	227,800	265,500	298,900	344,100	369,000	400,900
32	228,900	266,300	300,100	345,700	370,400	402,000
33	230,000	267,000	301,300	347,400	371,500	402,700
34	231,100	267,800	302,600	349,200	372,400	403,400
35	232,200	268,600	303,900	351,000	373,400	404,100
36	233,300	269,300	305,200	352,800	374,500	404,800
37	234,400	270,000	306,500	354,300	375,300	405,400
38	235,400	270,800	307,800	355,700	376,200	406,000
39	236,400	271,600	309,100	357,100	377,100	406,500
40	237,300	272,300	310,400	358,500	377,900	406,900
41	238,200	273,000	311,700	360,000	378,700	407,300
42	239,100	273,800	313,000	360,800	379,500	407,500
43	239,900	274,600	314,300	361,800	380,300	407,800
44	240,700	275,300	315,400	362,800	381,000	408,100
45	241,400	276,000	316,300	363,700	381,700	408,400
46	242,000	276,700	317,600	364,800	382,400	408,700

改　正　前						
21	213,600	256,400	282,500	315,400	341,500	368,000
22	215,200	257,400	283,800	317,000	343,100	369,600
23	216,800	258,400	285,000	318,600	344,700	371,200
24	218,400	259,400	286,200	320,200	346,200	372,700
25	220,000	260,400	287,300	321,700	347,600	374,600
26	221,700	261,300	288,500	323,400	349,300	376,500
27	223,000	262,200	289,800	325,000	350,900	378,400
28	224,300	263,100	291,100	326,600	352,500	380,200
29	225,600	263,900	292,400	328,000	353,700	381,700
30	226,700	264,700	293,400	329,700	355,200	383,500
31	227,800	265,500	294,400	331,400	356,700	385,200
32	228,900	266,300	295,500	333,000	358,200	386,800
33	230,000	267,000	296,600	334,200	359,900	388,500
34	231,100	267,800	297,800	336,100	361,700	389,900
35	232,200	268,600	298,900	337,800	363,400	391,300
36	233,300	269,300	300,100	339,400	365,100	392,700
37	234,400	270,000	301,300	340,900	366,500	394,100
38	235,400	270,800	302,600	342,500	367,800	395,300
39	236,400	271,600	303,900	344,100	369,000	396,500
40	237,300	272,300	305,200	345,700	370,400	397,500
41	238,200	273,000	306,500	347,400	371,500	398,600
42	239,100	273,800	307,800	349,200	372,400	399,800
43	239,900	274,600	309,100	351,000	373,400	400,900
44	240,700	275,300	310,400	352,800	374,500	402,000
45	241,400	276,000	311,700	354,300	375,300	402,700
46	242,000	276,700	313,000	355,700	376,200	403,400

改　正　後						
47	242,600	277,400	318,900	365,700	383,100	409,000
48	243,200	278,100	320,200	366,700	383,800	409,300
49	243,800	278,800	321,400	367,600	384,300	409,500
50	244,400	279,500	322,700	368,300	384,900	409,800
51	245,000	280,200	323,900	369,000	385,500	410,100
52	245,500	280,900	325,100	369,600	386,200	410,400
53	246,000	281,500	326,400	370,000	386,600	410,600
54	246,400	282,200	327,500	370,600	387,200	410,900
55	246,700	282,800	328,600	371,300	387,800	411,200
56	247,000	283,500	329,700	372,000	388,300	411,500
57	247,300	284,100	330,400	372,300	388,700	411,700
58	247,600	284,800	331,300	373,000	389,300	412,000
59	247,900	285,400	332,000	373,700	389,900	412,300
60	248,200	286,100	332,800	374,300	390,400	412,500
61	248,500	286,700	333,600	374,600	390,800	412,700
62	248,800	287,400	334,000	375,100	391,300	413,000
63	249,100	288,000	334,600	375,700	391,800	413,300
64	249,400	288,500	335,300	376,300	392,400	413,500
65	249,700	289,000	336,100	376,600	392,700	413,700
66	250,000	289,600	336,800	377,200	393,100	414,000
67	250,300	290,100	337,500	377,900	393,500	414,300
68	250,600	290,700	338,100	378,500	393,900	414,500
69	250,900	291,200	338,600	378,900	394,200	414,700
70	251,200	291,700	339,200	379,400	394,500	415,000
71	251,500	292,300	339,700	380,000	394,800	415,300
72	251,800	292,900	340,300	380,500	395,000	415,500

改　正　前						
47	242,600	277,400	314,300	357,100	377,100	404,100
48	243,200	278,100	315,400	358,500	377,900	404,800
49	243,800	278,800	316,300	360,000	378,700	405,400
50	244,400	279,500	317,600	360,800	379,500	406,000
51	245,000	280,200	318,900	361,800	380,300	406,500
52	245,500	280,900	320,200	362,800	381,000	406,900
53	246,000	281,500	321,400	363,700	381,700	407,300
54	246,400	282,200	322,700	364,800	382,400	407,500
55	246,700	282,800	323,900	365,700	383,100	407,800
56	247,000	283,500	325,100	366,700	383,800	408,100
57	247,300	284,100	326,400	367,600	384,300	408,400
58	247,600	284,800	327,500	368,300	384,900	408,700
59	247,900	285,400	328,600	369,000	385,500	409,000
60	248,200	286,100	329,700	369,600	386,200	409,300
61	248,500	286,700	330,400	370,000	386,600	409,500
62	248,800	287,400	331,300	370,600	387,200	409,800
63	249,100	288,000	332,000	371,300	387,800	410,100
64	249,400	288,500	332,800	372,000	388,300	410,400
65	249,700	289,000	333,600	372,300	388,700	410,600
66	250,000	289,600	334,000	373,000	389,300	410,900
67	250,300	290,100	334,600	373,700	389,900	411,200
68	250,600	290,700	335,300	374,300	390,400	411,500
69	250,900	291,200	336,100	374,600	390,800	411,700
70	251,200	291,700	336,800	375,100	391,300	412,000
71	251,500	292,300	337,500	375,700	391,800	412,300
72	251,800	292,900	338,100	376,300	392,400	412,500

改　正　後						
73	252,100	293,400	340,600	381,000	395,200	415,700
74	252,400	293,900	341,100	381,600	395,500	
75	252,700	294,300	341,500	382,100	395,800	
76	253,000	294,600	341,900	382,400	396,000	
77	253,300	294,800	342,300	382,800	396,200	
78	253,600	295,100	342,800	383,300	396,500	
79	253,900	295,300	343,300	383,700	396,800	
80	254,200	295,600	343,800	384,100	397,000	
81	254,500	295,800	344,100	384,500	397,200	
82	254,800	296,000	344,500	385,000	397,500	
83	255,100	296,300	344,900	385,400	397,800	
84	255,400	296,500	345,300	385,800	398,000	
85	255,700	296,800	345,600	386,100	398,200	
86	256,000	297,100	346,000			
87	256,300	297,400	346,400			
88	256,600	297,700	346,800			
89	256,900	298,000	347,000			
90	257,200	298,300	347,400			
91	257,500	298,600	347,800			
92	257,800	299,000	348,200			
93	258,100	299,200	348,400			
94		299,400	348,800			
95		299,700	349,200			
96		300,100	349,500			
97		300,300	349,800			
98		300,600	350,200			

改　正　前						
73	252,100	293,400	338,600	376,600	392,700	412,700
74	252,400	293,900	339,200	377,200	393,100	413,000
75	252,700	294,300	339,700	377,900	393,500	413,300
76	253,000	294,600	340,300	378,500	393,900	413,500
77	253,300	294,800	340,600	378,900	394,200	413,700
78	253,600	295,100	341,100	379,400	394,500	414,000
79	253,900	295,300	341,500	380,000	394,800	414,300
80	254,200	295,600	341,900	380,500	395,000	414,500
81	254,500	295,800	342,300	381,000	395,200	414,700
82	254,800	296,000	342,800	381,600	395,500	415,000
83	255,100	296,300	343,300	382,100	395,800	415,300
84	255,400	296,500	343,800	382,400	396,000	415,500
85	255,700	296,800	344,100	382,800	396,200	415,700
86	256,000	297,100	344,500	383,300	396,500	
87	256,300	297,400	344,900	383,700	396,800	
88	256,600	297,700	345,300	384,100	397,000	
89	256,900	298,000	345,600	384,500	397,200	
90	257,200	298,300	346,000	385,000	397,500	
91	257,500	298,600	346,400	385,400	397,800	
92	257,800	299,000	346,800	385,800	398,000	
93	258,100	299,200	347,000	386,100	398,200	
94		299,400	347,400			
95		299,700	347,800			
96		300,100	348,200			
97		300,300	348,400			
98		300,600	348,800			

改　正　後							改　正　前						
99		301,000	350,600				99		301,000	349,200			
100		301,400	351,000				100		301,400	349,500			
101		301,600	351,500				101		301,600	349,800			
102		301,900	351,900				102		301,900	350,200			
103		302,200	352,300				103		302,200	350,600			
104		302,500	352,700				104		302,500	351,000			
105		302,700	353,200				105		302,700	351,500			
106		303,000	353,600				106		303,000	351,900			
107		303,300	353,900				107		303,300	352,300			
108		303,600	354,200				108		303,600	352,700			
109		303,800	354,700				109		303,800	353,200			
110		304,200					110		304,200	353,600			
111		304,600					111		304,600	353,900			
112		304,900					112		304,900	354,200			
113		305,100					113		305,100	354,700			
114		305,300					114		305,300				
115		305,600					115		305,600				
116		306,000					116		306,000				
117		306,200					117		306,200				
118		306,400					118		306,400				
119		306,700					119		306,700				
120		307,000					120		307,000				
121		307,400					121		307,400				
122		307,600					122		307,600				
123		307,900					123		307,900				
124		308,200					124		308,200				

改　正　後							
	125		308,500				
定年前再任用短時間勤務職員		基準給料月額 円 192,000	基準給料月額 円 219,500	基準給料月額 円 260,000	基準給料月額 円 279,700	基準給料月額 円 294,900	基準給料月額 円 320,600

改　正　前							
	125		308,500				
定年前再任用短時間勤務職員		基準給料月額 円 192,000	基準給料月額 円 219,500	基準給料月額 円 260,000	基準給料月額 円 279,700	基準給料月額 円 294,900	基準給料月額 円 320,600

（令和７年第１回定例会３月会議）
【議案第２２号　参考資料】

かつらぎ町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例新旧対照表

改　正　後	改　正　前
【第２条関係】 ○かつらぎ町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例 （平成28年かつらぎ町条例第13号） （省　　略） (管理職員特別勤務手当) 第5条　前条第1項に規定する職にある職員(以下「管理職員」という。)が、職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成9年かつらぎ町条例第27号)第3条第1項、第4条及び第5条の規定に基づく週休日又は職員の給与等に関する条例(昭和33年かつらぎ町条例第44号。以下「給与条例」という。)第5条第1号に規定する祝日法による休日等若しくは年末年始の休日等(次項において「週休日等」という。)に勤務をした場合は、管理職員特別勤務手当を支給する。 2　前項に規定する場合のほか、管理職員が災害への対処その他の臨時又は緊急の必要により午後10時から翌日の午前5時までの間(週休日等に含まれる時間を除く。)であって正規の勤務時間以外の時間に勤務をした場合は、当該職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。 (扶養手当) 第6条　扶養手当は、扶養親族のある職員に対して支給する。	○かつらぎ町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例 （平成28年かつらぎ町条例第13号） （省　　略） (管理職員特別勤務手当) 第5条　前条第1項に規定する職にある職員(以下「管理職員」という。)が、職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成9年かつらぎ町条例第27号)第3条第1項、第4条及び第5条の規定に基づく週休日又は職員の給与等に関する条例(昭和33年かつらぎ町条例第44号。以下「給与条例」という。)第5条第1号に規定する祝日法による休日等若しくは年末年始の休日等(次項において「週休日等」という。)に勤務した場合は、管理職員特別勤務手当を支給する。 2　前項に規定する場合のほか、管理職員が災害への対処その他の臨時又は緊急の必要により週休日等以外の日の午前零時から午前5時までの間であって正規の勤務時間以外の時間に勤務した場合は、当該職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。 (扶養手当) 第6条　扶養手当は、扶養親族のある職員に対して支給する。

改　正　後	改　正　前
2　前項の扶養親族とは、次に掲げる者で他に生計の途がなく主としてその職員の扶養を受けていると認められるものをいう。	2　前項の扶養親族とは、次に掲げる者で他に生計の途がなく主としてその職員の扶養を受けていると認められるものをいう。
	(1)　配偶者(婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる者を含む。以下同じ。)
(1)　満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子	(2)　満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子
(2)　満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある孫	(3)　満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある孫
(3)　満60歳以上の父母及び祖父母	(4)　満60歳以上の父母及び祖父母
(4)　満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある弟妹	(5)　満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある弟妹
(5)　重度心身障害者	(6)　重度心身障害者
(通勤手当)	(通勤手当)
第7条　通勤手当は、次に掲げる職員に支給する。	第7条　通勤手当は、次に掲げる職員に支給する。
(1)　通勤のため交通機関又は有料の通路(以下「交通機関等」という。)を利用し、かつ、その運賃又は料金を負担することを常例とする職員(交通機関等を利用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって交通機関等を利用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるもの及び第3号に掲げる職員を除く。)	(1)　通勤のため交通機関又は有料の通路(以下「交通機関等」という。)を利用し、かつ、その運賃又は料金を負担することを常例とする職員(通勤距離が片道2キロメートル未満である職員を除く。)
(2)　通勤のため自動車その他の用具(以下「自動車等」という。)を使用することを常例とする職員(自動車等を利用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって自動車等を利用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるもの及び次号に掲げる職員を除く。)	(2)　通勤のため自動車その他の用具(以下「自動車等」という。)を使用することを常例とする職員(通勤距離が片道2キロメートル未満である職員を除く。)
(3)　通勤のため交通機関等を利用してその運賃等を負担し、かつ、自動車等を使用することを常例とする職員（交通機関等を利用し、又は自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である	

改　正　後	改　正　前
職員以外の職員であって、交通機関等を利用せず、かつ、自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道２キロメートル未満であるものを除く。）	
（省　　略）	（省　　略）
(地域手当) 第15条の2　地域手当は、当該地域における民間の賃金水準を基礎とし、当該地域における物価等を考慮して、一般職の職員の給与に関する法律(昭和25年法律第95号)第11条の3第1項に規定する地域手当の支給地域に在勤する職員に支給する。	(地域手当) 第15条の2　地域手当は、当該地域における民間の賃金水準を基礎とし、当該地域における物価等を考慮して、一般職の職員の給与に関する法律(昭和25年法律第95号)第11条の3第1項に規定する地域手当の支給地域(企業管理規程で定める地域を除く。)に在勤する職員に支給する。
（省　　略）	（省　　略）
(定年前再任用短時間勤務職員についての適用除外) 第20条　第6条及び第15条の規定は、地方公務員法第22条の4第1項又は第22条の5第1項の規定により採用された職員には適用しない。	(定年前再任用短時間勤務職員についての適用除外) 第20条　第6条、第12条及び第15条の規定は、地方公務員法第22条の4第1項又は第22条の5第1項の規定により採用された職員には適用しない。
（省　　略）	（省　　略）

（令和７年第１回定例会３月会議）
【議案第２２号　参考資料】

会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例新旧対照表

改　正　後

【第３条関係】

○会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例
（令和元年かつらぎ町条例第39号）

（本　則　省　略）

（附　則　省　略）

別表第1(第4条関係)

行政職給料表

職務の級 / 号給	1級	2級
	給料月額	給料月額
	円	円
1	183,500	230,000
2	184,600	231,500
3	185,800	233,000
4	186,900	234,500
5	188,000	236,000
6	189,700	237,500
7	191,300	239,000

改　正　前

○会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例
（令和元年かつらぎ町条例第39号）

（本　則　省　略）

（附　則　省　略）

別表第1(第4条関係)

行政職給料表

職務の級 / 号給	1級	2級
	給料月額	給料月額
	円	円
1	183,500	230,000
2	184,600	231,500
3	185,800	233,000
4	186,900	234,500
5	188,000	236,000
6	189,700	237,500
7	191,300	239,000

改　正　後			改　正　前		
8	192,900	240,500	8	192,900	240,500
9	194,500	242,000	9	194,500	242,000
10	196,200	243,400	10	196,200	243,400
11	197,800	244,800	11	197,800	244,800
12	199,400	246,200	12	199,400	246,200
13	201,000	247,400	13	201,000	247,400
14	202,700	248,600	14	202,700	248,600
15	204,400	249,800	15	204,400	249,800
16	206,100	251,000	16	206,100	251,000
17	207,400	252,100	17	207,400	252,100
18	209,000	253,200	18	209,000	253,200
19	210,600	254,300	19	210,600	254,300
20	212,100	255,400	20	212,100	255,400
21	213,600	256,400	21	213,600	256,400
22	215,200	257,400	22	215,200	257,400
23	216,800	258,400	23	216,800	258,400
24	218,400	259,400	24	218,400	259,400
25	220,000	260,400	25	220,000	260,400
26	221,700	261,300			
27	223,000	262,200			
28	224,300	263,100			
29	225,600	263,900			
30	226,700	264,700			
31	227,800	265,500			
32	228,900	266,300			
33	230,000	267,000			

改　正　後			改　正　前
34	231,100	267,800	
35	232,200	268,600	
36	233,300	269,300	
37	234,400	270,000	
38	235,400	270,800	
39	236,400	271,600	
40	237,300	272,300	
41	238,200	273,000	
42	239,100	273,800	
43	239,900	274,600	
44	240,700	275,300	
45	241,400	276,000	
46	242,000	276,700	
47	242,600	277,400	
48	243,200	278,100	
49	243,800	278,800	
50	244,400	279,500	
51	245,000	280,200	
52	245,500	280,900	
53	246,000	281,500	
54	246,400	282,200	
55	246,700	282,800	
56	247,000	283,500	
57	247,300	284,100	
58	247,600	284,800	
59	247,900	285,400	

改　正　後			改　正　前
60	248,200	286,100	
61	248,500	286,700	
62	248,800	287,400	
63	249,100	288,000	
64	249,400	288,500	
65	249,700	289,000	
66	250,000	289,600	
67	250,300	290,100	
68	250,600	290,700	
69	250,900	291,200	
70	251,200	291,700	
71	251,500	292,300	
72	251,800	292,900	
73	252,100	293,400	
74	252,400	293,900	
75	252,700	294,300	
76	253,000	294,600	
77	253,300	294,800	
78	253,600	295,100	
79	253,900	295,300	
80	254,200	295,600	
81	254,500	295,800	
82	254,800	296,000	
83	255,100	296,300	
84	255,400	296,500	
85	255,700	296,800	

改　正　後			改　正　前
86	256,000	297,100	
87	256,300	297,400	
88	256,600	297,700	
89	256,900	298,000	
90	257,200	298,300	
91	257,500	298,600	
92	257,800	299,000	
93	258,100	299,200	
94		299,400	
95		299,700	
96		300,100	
97		300,300	
98		300,600	
99		301,000	
100		301,400	
101		301,600	
102		301,900	
103		302,200	
104		302,500	
105		302,700	
106		303,000	
107		303,300	
108		303,600	
109		303,800	
110		304,200	
111		304,600	

改　正　後			改　正　前
112		304,900	
113		305,100	
114		305,300	
115		305,600	
116		306,000	
117		306,200	
118		306,400	
119		306,700	
120		307,000	
121		307,400	
122		307,600	
123		307,900	
124		308,200	
125		308,500	
（省　　略）			（省　　略）

（令和７年第１回定例会３月会議）
【議案第２２号　参考資料】

地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例新旧対照表

改　正　後	改　正　前
【第４条関係】 ○地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例（令和4年かつらぎ町条例第30号） （本　則　省　略） 附　則 （省　　略） （職員の給与等に関する条例の一部改正に伴う経過措置） 第12条　（略） 2～6　（略） 7　職員の給与等に関する条例第9条第1項から第3項まで並びに新給与条例第10条、第14条及び第20条の規定は、暫定再任用職員には、適用しない。 8　（略）	○地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例（令和4年かつらぎ町条例第30号） （本　則　省　略） 附　則 （省　　略） （職員の給与等に関する条例の一部改正に伴う経過措置） 第12条　（略） 2～6　（略） 7　職員の給与等に関する条例第9条第1項から第3項まで及び第20条の4並びに新給与条例第10条、第14条及び第20条の規定は、暫定再任用職員には、適用しない。 8　（略）

議 案 参 考 資 料

（令和７年第１回定例会３月会議）

担当課（室）係
総務課　管理係

１．議案名

議案第２３号　職員等の旅費に関する条例の全部を改正する条例制定について

２．背景・経過

国内外の経済社会情勢の変化に対応するとともに事務負担軽減を図るため、国家公務員等の旅費に関する法律の一部が改正されました。

３．趣旨・目的

国家公務員等の旅費に関する法律の一部改正に伴い、条例の全部改正を行おうとするものです。

４．概要

①出張以外にも赴任（新規採用職員の移転のための旅行や転任を命ぜられた職員の転任に伴う移転のための旅行）した場合に旅費を支給するものとします。（第２条第２号及び第３条関係）

②旅費の種類を変更します。（第６条関係）

（現行）鉄道賃、船賃、バス賃、航空賃、車賃、宿泊料、食卓料及び町内旅費

⇩

（改正後）鉄道賃、船賃、航空賃、その他の交通費、宿泊費、包括宿泊費、宿泊手当、転居費、着後滞在費及び家族移転費

③旅行者に対する旅費の支給に代えて、旅行役務提供者に対し、旅費相当額を支払うことができるものとします。（第２条第８号、第３条第７項及び第８条第１項関係）

④宿泊費を地域の実情等を考慮した実費支給とします。（第１３条関係）

（施行期日：令和７年４月１日）

（令和７年第１回定例会３月会議）
【議案第２３号　参考資料】

町長、副町長及び教育長の給料その他の給与条例新旧対照表

改　正　後	改　正　前
○町長、副町長及び教育長の給料その他の給与条例 （昭和33年かつらぎ町条例第27号） （省　　略） 第3条　特別職の旅費額は、職員等の旅費に関する条例(令和7年かつらぎ町条例第　号)の定めるところによる。 2　前項の旅費支給及びその他の給与については、町職員の例による。 第4条　特別職の給与及び旅費の支給の方法については、一般職の職員の給与及び旅費の支給方法の例による。 （附　則　省　略）	○町長、副町長及び教育長の給料その他の給与条例 （昭和33年かつらぎ町条例第27号） （省　　略） 第3条　特別職の旅費額は、職員等の旅費に関する条例(昭和42年条例第6号)の定めるところによる。 2　前項の旅費支給及びその他の給与については、町職員の例による。 第4条　特別職の給与及び旅費の支給の方法については、一般職の職員の給与及び旅費の支給方法の例による。 （附　則　省　略）

（令和７年第１回定例会３月会議）
【議案第２３号　参考資料】

かつらぎ町の特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例

改　正　後	改　正　前
○かつらぎ町の特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和37年かつらぎ町条例第9号） （省　　略） 第3条　非常勤職員が公務のため旅行したときは、職員等の旅費に関する条例(令和7年かつらぎ町条例第　号)の規定による一般職員に支給する旅費相当額の費用を弁償し、その都度支給する。 2　(略) （省　　略）	○かつらぎ町の特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和37年かつらぎ町条例第9号） （省　　略） 第3条　非常勤職員が公務のため旅行したときは、職員等の旅費に関する条例(昭和42年条例第6号)の規定による一般職員に支給する旅費相当額の費用を弁償し、その都度支給する。 2　(略) （省　　略）

（令和７年第１回定例会３月会議）
【議案第２３号　参考資料】

かつらぎ町固定資産評価審査委員会条例新旧対照表

改　正　後	改　正　前
○かつらぎ町固定資産評価審査委員会条例 （昭和57年かつらぎ町条例第30号） （省　　略） 第13条　法第433条第7項の規定によって関係者(審査申出人及び町長を除く。)に対し出席及び証言を求めた場合においては、当該関係者に対して、職員等の旅費に関する条例(令和７年かつらぎ町条例第　号)の規定による旅費支給の例によって旅費を支給するものとする。 （省　　略）	○かつらぎ町固定資産評価審査委員会条例 （昭和57年かつらぎ町条例第30号） （省　　略） 第13条　法第433条第7項の規定によって関係者(審査申出人及び町長を除く。)に対し出席及び証言を求めた場合においては、当該関係者に対して、職員等の旅費に関する条例(昭和42年条例第6号)の規定による旅費支給の例によって旅費を支給するものとする。 （省　　略）

（令和７年第１回定例会３月会議）
【議案第２３号　参考資料】

かつらぎ町証人等に対する実費弁償に関する条例新旧対照表

改　正　後	改　正　前
○かつらぎ町証人等に対する実費弁償に関する条例 （昭和62年かつらぎ町条例第16号） （省　　略） （実費弁償の額） 第2条　前条に規定する者に対して、その出頭又は参加に要した実費の弁償として、1日につき3,600円内を支給する。ただし、出頭し、又は参加した時間が4時間に満たない時は、1,800円以内とする。この場合において、証人等が町外在住者の場合には、職員等の旅費に関する条例(令和7年かつらぎ町条例第　号)に規定する一般職員が支給される旅費に相当する額を加給する。 （省　　略）	○かつらぎ町証人等に対する実費弁償に関する条例 （昭和62年かつらぎ町条例第16号） （省　　略） （実費弁償の額） 第2条　前条に規定する者に対して、その出頭又は参加に要した実費の弁償として、1日につき3,600円内を支給する。ただし、出頭し、又は参加した時間が4時間に満たない時は、1,800円以内とする。この場合において、証人等が町外在住者の場合には、職員等の旅費に関する条例(昭和42年条例第6号)に規定する一般職員が支給される旅費に相当する額を加給する。 （省　　略）

（令和７年第１回定例会３月会議）
【議案第２３号　参考資料】

外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例新旧対照表

改　正　後	改　正　前
○外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例（平成16年かつらぎ町条例第18号） （省　　略） （派遣職員に対する旅費の支給） 第6条　派遣職員には、特に必要があると認められるときは、職員等の旅費に関する条例(令和7年かつらぎ町条例第　号)の規定に準じ旅費を支給することができる。 （省　　略）	○外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例（平成16年かつらぎ町条例第18号） （省　　略） （派遣職員に対する旅費の支給） 第6条　派遣職員には、特に必要があると認められるときは、職員等の旅費に関する条例(昭和42年かつらぎ町条例第6号)の規定に準じ旅費を支給することができる。 （省　　略）

（令和７年第１回定例会３月会議）
【議案第２３号　参考資料】

会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例新旧対照表

改　正　後	改　正　前
○会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例 （令和元年かつらぎ町条例第39号） （省　　略） （公務のための旅行に係る費用弁償） 第23条　パートタイム会計年度任用職員が公務のための旅行に係る費用を負担するときは、その旅行に係る費用弁償を支給する。 2　旅行に係る費用弁償の額は、職員等の旅費に関する条例(令和7年かつらぎ町条例第　号)の規定の適用を受ける職員の例による。 （省　　略）	○会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例 （令和元年かつらぎ町条例第39号） （省　　略） （公務のための旅行に係る費用弁償） 第23条　パートタイム会計年度任用職員が公務のための旅行に係る費用を負担するときは、その旅行に係る費用弁償を支給する。 2　旅行に係る費用弁償の額は、職員等の旅費に関する条例(昭和42年かつらぎ町条例第6号)の規定の適用を受ける職員の例による。 （省　　略）

議 案 参 考 資 料

（令和７年第１回定例会３月会議）

担当課（室）係
総務課　管理係

１．議案名

議案第２４号　刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理等に関する条例制定について

２．背景・経過

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴い、「懲役」及び「禁錮」が廃止され、「拘禁刑」が創設されました。

３．趣旨・目的

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴い、関係条例を整備するため、所要の改正を行おうとするものです。

４．概要

「懲役」及び「禁錮」を廃止して「拘禁刑」を創設することによる規定の整理を行います。

施行期日：令和７年６月１日

（令和７年第１回定例会３月会議）
【議案第２４号　参考資料】

かつらぎ町個人情報の保護に関する法律施行条例新旧対照表

改　正　後	改　正　前
【第１条関係】	
○かつらぎ町個人情報の保護に関する法律施行条例 （令和4年かつらぎ町条例第28号）	○かつらぎ町個人情報の保護に関する法律施行条例 （令和4年かつらぎ町条例第28号）
（本　則　省　略） 附　則	（本　則　省　略） 附　則
（省　　略）	（省　　略）
（経過措置） 5　次に掲げる者が、正当な理由がないのに、この条例の施行前において旧実施機関が保有していた個人の秘密に属する事項が記録された旧条例の保有個人情報を含む情報の集合物であって、一定の事務の目的を達するために特定の保有個人情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したもの(その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。)をこの条例の施行後に提供したときは、2年以下の拘禁刑又は100万円以下の罰金に処する。 (1)・(2)　（略） 6　前項各号に掲げる者が、その業務に関して知り得たこの条例の施行前において旧実施機関が保有していた旧個人情報をこの条例の施行	（経過措置） 5　次に掲げる者が、正当な理由がないのに、この条例の施行前において旧実施機関が保有していた個人の秘密に属する事項が記録された旧条例の保有個人情報を含む情報の集合物であって、一定の事務の目的を達するために特定の保有個人情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したもの(その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。)をこの条例の施行後に提供したときは、2年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。 (1)・(2)　（略） 6　前項各号に掲げる者が、その業務に関して知り得たこの条例の施行前において旧実施機関が保有していた旧個人情報をこの条例の施行

改　正　後	改　正　前
後に自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1年以下の拘禁刑又は50万円以下の罰金に処する。 （省　　略）	後に自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。 （省　　略）

99

（令和７年第１回定例会３月会議）
【議案第２４号　参考資料】

職員の分限に関する手続及び効果に関する条例新旧対照表

改　正　後	改　正　前
【第２条関係】 ○職員の分限に関する手続及び効果に関する条例 （昭和33年かつらぎ町条例第38号） （省　　略） 第8条　任命権者は、公務遂行中又は通勤途上の過失による交通事故に係る罰により拘禁刑に処せられ、その刑の執行を猶予された職員について情状を考慮して特に必要と認めるときは、その職を失わないものとすることができる。 2　（略） （省　　略）	 ○職員の分限に関する手続及び効果に関する条例 （昭和33年かつらぎ町条例第38号） （省　　略） 第8条　任命権者は、公務遂行中又は通勤途上の過失による交通事故に係る罰により禁錮以上の刑に処せられ、その刑の執行を猶予された職員について情状を考慮して特に必要と認めるときは、その職を失わないものとすることができる。 2　（略） （省　　略）

（令和７年第１回定例会３月会議）
【議案第２４号　参考資料】

職員の給与等に関する条例新旧対照表

改　正　後	改　正　前
【第３条関係】	
○職員の給与等に関する条例　　(昭和33年かつらぎ町条例第44号)	○職員の給与等に関する条例　　(昭和33年かつらぎ町条例第44号)
(省　　略)	(省　　略)
(期末手当の支給の制限) 第18条の2　次の各号のいずれかに該当する者には、前条第1項の規定にかかわらず、当該各号の基準日に係る期末手当(第4号に掲げる者にあっては、その支給を一時差し止めた期末手当)は、支給しない。 (1)・(2)　(略) (3)　基準日前1箇月以内又は基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に離職した職員(前2号に掲げる者を除く。)で、その離職した日から当該支給日の前日までの間に拘禁刑以上の刑に処せられたもの (4)　次条第1項の規定により期末手当の支給を一時差し止める処分を受けた者(当該処分を取り消された者を除く。)で、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し拘禁刑以上の刑に処せられたもの	(期末手当の支給の制限) 第18条の2　次の各号のいずれかに該当する者には、前条第1項の規定にかかわらず、当該各号の基準日に係る期末手当(第4号に掲げる者にあっては、その支給を一時差し止めた期末手当)は、支給しない。 (1)・(2)　(略) (3)　基準日前1箇月以内又は基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に離職した職員(前2号に掲げる者を除く。)で、その離職した日から当該支給日の前日までの間に禁錮以上の刑に処せられたもの (4)　次条第1項の規定により期末手当の支給を一時差し止める処分を受けた者(当該処分を取り消された者を除く。)で、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられたもの
(期末手当の支給の一時差止め) 第18条の3　任命権者は、支給日に期末手当を支給することとされてい	(期末手当の支給の一時差止め) 第18条の3　任命権者は、支給日に期末手当を支給することとされてい

改　正　後	改　正　前
た職員で当該支給日の前日までに離職したものが次の各号のいずれかに該当する場合は、当該期末手当の支給を一時差し止めることができる。	た職員で当該支給日の前日までに離職したものが次の各号のいずれかに該当する場合は、当該期末手当の支給を一時差し止めることができる。
(1)　離職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が起訴(当該起訴に係る犯罪について拘禁刑以上の刑が定められているものに限り、刑事訴訟法(昭和23年法律第131号)第6編に規定する略式手続によるものを除く。第5項において同じ。)をされ、その判決が確定していない場合	(1)　離職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が起訴(当該起訴に係る犯罪について禁錮以上の刑が定められているものに限り、刑事訴訟法(昭和23年法律第131号)第6編に規定する略式手続によるものを除く。第5項において同じ。)をされ、その判決が確定していない場合
(2)　（略）	(2)　（略）
2～4　（略）	2～4　（略）
5　任命権者は、一時差止処分について、次の各号のいずれかに該当するに至った場合には、速やかに当該一時差止処分を取り消さなければならない。ただし、第3号に該当する場合において、一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが一時差止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。	5　任命権者は、一時差止処分について、次の各号のいずれかに該当するに至った場合には、速やかに当該一時差止処分を取り消さなければならない。ただし、第3号に該当する場合において、一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが一時差止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。
(1)　一時差止処分を受けた者が当該一時差止処分の理由となった行為に係る刑事事件に関し拘禁刑以上の刑に処せられなかった場合	(1)　一時差止処分を受けた者が当該一時差止処分の理由となった行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられなかった場合
(2)・(3)　（略）	(2)・(3)　（略）
6・7　（略）	6・7　（略）
(省　　略)	(省　　略)

（令和７年第１回定例会３月会議）
【議案第２４号　参考資料】

かつらぎ町文化財保護条例新旧対照表

改　正　後	改　正　前
【第４条関係】 ○かつらぎ町文化財保護条例(昭和43年かつらぎ町条例第15号) (省　　略) (罰則) 第15条　指定文化財を損壊し、き棄し、又は隠匿した者は、6月以下の拘禁刑又は2万円以下の罰金若しくは科料に処する。 2　（略） (省　　略)	○かつらぎ町文化財保護条例(昭和43年かつらぎ町条例第15号) (省　　略) (罰則) 第15条　指定文化財を損壊し、き棄し、又は隠匿した者は、6月以下の懲役若しくは禁錮又は2万円以下の罰金若しくは科料に処する。 2　（略） (省　　略)

（令和７年第１回定例会３月会議）
【議案第２４号　参考資料】

かつらぎ町土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例新旧対照表

改　正　後	改　正　前
【第５条関係】 ○かつらぎ町土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例 （平成2年かつらぎ町条例第16号） （省　　略） （罰則） 第21条　次の各号の1に該当する者は、6月以下の拘禁刑又は10万円以下の罰金に処する。 (1)・(2)　（略） 2　（略） （省　　略）	○かつらぎ町土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例 （平成2年かつらぎ町条例第16号） （省　　略） （罰則） 第21条　次の各号の1に該当する者は、6月以下の懲役又は10万円以下の罰金に処する。 (1)・(2)　（略） 2　（略） （省　　略）

（令和７年第１回定例会３月会議）
【議案第２４号　参考資料】

かつらぎ町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例新旧対照表

改　正　後	改　正　前
【第６条関係】 ○かつらぎ町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例 (昭和40年かつらぎ町条例第24号) (省　　略) (欠格条項) 第4条　次の各号の1に該当する者は、団員となることができない。 (1)　拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまでの者又はその執行を受けることがなくなるまでの者 (2)・(3)　(略) (省　　略)	○かつらぎ町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例 (昭和40年かつらぎ町条例第24号) (省　　略) (欠格条項) 第4条　次の各号の1に該当する者は、団員となることができない。 (1)　禁錮(こ)以上の刑に処せられ、その執行を終わるまでの者又はその執行を受けることがなくなるまでの者 (2)・(3)　(略) (省　　略)

（令和７年第１回定例会３月会議）
【議案第２４号　参考資料】

かつらぎ町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例新旧対照表

改　正　後	改　正　前
【第７条関係】 ○かつらぎ町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例 (昭和39年かつらぎ町条例第13号) (省　　略) (退職報償金支給の制限) 第6条　退職報償金は、次の各号の1に該当する者に対しては支給しない。 (1)　拘禁刑以上の刑に処せられた者 (2)～(5)　（略） (省　　略)	○かつらぎ町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例 (昭和39年かつらぎ町条例第13号) (省　　略) (退職報償金支給の制限) 第6条　退職報償金は、次の各号の1に該当する者に対しては支給しない。 (1)　禁錮(こ)以上の刑に処せられた者 (2)～(5)　（略） (省　　略)

議 案 参 考 資 料

（令和７年第１回定例会３月会議）

担当課（室）係
企画公室

１．議案名

議案第２５号　公の施設における使用料に関する見直しに伴う関係条例の整備に関する条例制定について

２．背景・経過

公の施設における使用料は、施設を利用する方に受益の範囲内で、使用料等を負担していただくことを基本的な考え方としています。

そのことから、本町における公の施設使用料について統一的な基準を定め、受益と負担の公平性や公正性を確保し、施設を利用する方に理解が得られる合理的な料金の設定を行います。

３．趣旨・目的

公の施設における使用料に関する見直し及び表記の整理等に伴う、関係条例整備のため、所要の改正を行おうとするものです。

４．概要

①使用料の改正（消費税別表記、貸出単位の見直しなど）

②題目表記の整理
「（施設名）設置及び管理に関する条例」に改める
（第１条、第８条から第１６条まで）

（施行期日：令和７年１０月１日）

（令和７年第１回定例会３月会議）
【議案第２５号　参考資料】

かつらぎ町平和祈念施設の設置及び管理に関する条例新旧対照表

改　正　後

【第１条関係】

○かつらぎ町平和祈念施設設置及び管理に関する条例

（令和5年かつらぎ町条例第6号）

（省　　略）

（使用料の減免）

第9条　町長は、特に必要があると認めるときは、規則で定めるところにより使用料を減額し、又は免除することができる。

（省　　略）

別表(第7条関係)

名称	種別	使用料(1時間につき)
平和祈念館	和室1	100円
	和室2	100円
	大ホール	200円
平和祈念像施設		400円

備考

1　利用時間は、利用のための準備及び利用後の復元のための時間を含むものとする。

2　1時間未満の利用は、1時間とする。

改　正　前

○かつらぎ町平和祈念施設の設置及び管理に関する条例

（令和5年かつらぎ町条例第6号）

（省　　略）

（使用料の減免）

第9条　町長は、特に必要があると認めるときは、使用料を減額し、又は免除することができる。

（省　　略）

別表(第7条関係)

名称	区分	使用時間・使用料(1時間当たり)	
		午前	午後
		午前9時から正午まで	午後1時から午後5時まで
平和祈念館	和室1	100円	100円
	和室2	100円	100円
	大ホール	200円	200円
平和祈念像施設		200円	200円

改　正　後	改　正　前
	備考 1　使用時間外に使用する場合の使用料は、1時間当たり各使用区分に定めた額の同額を加算する。また、冷暖房設備を使用する場合は、1時間につき300円を加算する。ただし、暖房器(燃料代を含む。)の使用料は1台につき250円とする。

（令和７年第１回定例会３月会議）
【議案第２５号　参考資料】

かつらぎ町地域交流センター設置及び管理に関する条例新旧対照表

改　正　後	改　正　前
【第２条関係】 ○かつらぎ町地域交流センター設置及び管理に関する条例 （平成25年かつらぎ町条例第40号） （省　　略） （使用料） 第6条　使用者は、別表に定める額の使用料を納付しなければならない。 2　使用料の額は、この表により計算した額に消費税法(昭和63年法律第108号)に定める消費税の税率を乗じて得た額及び地方税法(昭和25年法律第226号)に定める地方消費税の税率を乗じて得た額を加算した額(この額に１円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額)とする。 （省　　略） （使用料の減免） 第8条　町長は、特に必要があると認めるときは、規則で定めるところにより使用料を減額し、又は免除することができる。	○かつらぎ町地域交流センター設置及び管理に関する条例 （平成25年かつらぎ町条例第40号） （省　　略） （使用料） 第6条　使用者は、別表に定める額の使用料を納付しなければならない。 （省　　略） （使用料の減免） 第8条　町長は、特に必要があると認めるときは、使用料を減額し、又は免除することができる。

改　正　後

（省　　略）

別表(第6条関係)

名称	種別	使用料（1時間につき）
大谷地域交流センター	和室1	100円
	和室2	100円
	実習室	100円
	会議室	100円
	集会室(ホール)	100円
丁ノ町地域交流センター	会議室1	100円
	談話室	100円
	実習室	100円
	和室	100円
	会議室2	100円
	集会室(ホール)	100円
中飯降地域交流センター	実習室	100円
	和室1	100円
	和室2	100円
	集会室(ホール)	200円
河南地域交流センター	実習室1	100円
	実習室2	100円
	談話室	100円
	会議室1	100円
	会議室2	100円
	会議室3	100円
	会議室4	100円

改　正　前

（省　　略）

別表(第6条関係)

名称	使用区分及び時間	午前 午前9時から正午まで	午後 午後1時から午後5時まで	夜間 午後6時から午後10時まで
大谷地域交流センター	生活相談室	320円	320円	630円
	和室1	320円	320円	630円
	和室2	320円	320円	630円
	実習室	320円	320円	630円
	会議室	320円	320円	630円
	集会室(ホール)	1,050円	1,050円	2,100円
丁ノ町地域交流センター	会議室1	320円	320円	630円
	談話室	320円	320円	630円
	実習室	320円	320円	630円
	和室	320円	320円	630円
	会議室2	320円	320円	630円
	集会室(ホール)	1,050円	1,050円	2,100円
中飯降地域交流センター	実習室	320円	320円	630円
	和室1	320円	320円	630円
	和室2	320円	320円	630円
	集会室(ホール)	1,050円	1,050円	2,100円
河南地域交	実習室1	320円	320円	630円

改　正　後			改　正　前				
	和室	100円	流センター	実習室2	320円	320円	630円
	集会室(ホール)	100円		談話室	320円	320円	630円
備考 1　利用時間は、利用のための準備及び利用後の復元のための時間を含むものとする。 2　1時間未満の利用は、1時間とする。				会議室1	320円	320円	630円
				会議室2	320円	320円	630円
				会議室3	320円	320円	630円
				会議室4	320円	320円	630円
				和室	320円	320円	630円
				集会室(ホール)	630円	630円	1,260円
			備考 規則に定める使用時間外に使用する場合の使用料は、1時間当たり、各使用区分ごとに定めた夜間の欄に掲げる額の3割に相当する額とし、10円未満の端数は切り捨てる。また、冷暖房設備を使用する場合は、1時間につき320円を加算する。ただし、暖房器(燃料代を含む。)の使用料は、1台につき260円とする。				

（令和７年第１回定例会３月会議）
【議案第２５号　参考資料】

四郷地域交流センター(ともがき)設置及び管理に関する条例新旧対照表

改　正　後	改　正　前
【第３条関係】 ○四郷地域交流センター(ともがき)設置及び管理に関する条例 （平成26年かつらぎ町条例第3号） （省　　略） (使用料) 第6条　使用者は、別表に定める額の使用料を納付しなければならない。 2　使用料の額は、この表により計算した額に消費税法(昭和63年法律第108号)に定める消費税の税率を乗じて得た額及び地方税法(昭和25年法律第226号)に定める地方消費税の税率を乗じて得た額を加算した額(この額に１円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額)とする。 （省　　略） (使用料の減免) 第8条　町長は、特に必要があると認めるときは、規則に定めるところにより使用料を減額し、又は免除することができる。	○四郷地域交流センター(ともがき)設置及び管理に関する条例 （平成26年かつらぎ町条例第3号） （省　　略） (使用料) 第6条　使用者は、別表に定める額の使用料を納付しなければならない。 （省　　略） (使用料の減免) 第8条　町長は、特に必要があると認めるときは、使用料を減額し、又は免除することができる。

改　正　後

（省　　略）

別表(第6条関係)

種別	使用料（１時間につき）
交流体験室	100円
調理実習室	100円
憩の間	100円
大会議室	100円
会議室	100円
展示資料室	100円
子ども交流室	100円
多目的集会場	300円
グラウンド	100円

備考

1　利用時間は、利用のための準備及び利用後の復元のための時間を含むものとする。

2　1時間未満の利用は、1時間とする。

改　正　前

（省　　略）

別表(第6条関係)

使用区分及び時間	午前	午後	夜間
	午前9時から正午まで	午後1時から午後5時まで	午後6時から午後10時まで
交流体験室	1,050円	1,050円	2,100円
調理実習室	630円	630円	1,260円
憩の間	630円	630円	1,260円
大会議室	1,050円	1,050円	2,100円
会議室	630円	630円	1,260円
展示資料室	630円	630円	1,260円
子ども交流室	1,050円	1,050円	2,100円
多目的集会場	1,580円	1,580円	3,150円

備考

1　規則に定める使用時間外に使用する場合の使用料は、1時間当たり、各使用区分ごとに定めた夜間の欄に掲げる額の3割に相当する額とし、10円未満の端数は切り捨てる。また、冷暖房設備を使用する場合は、1時間につき320円を加算する。ただし、暖房器(燃料代を含む。)の使用料は、1台につき260円とする。

2　夜間照明施設を使用する場合は、1時間につき420円を加算する。

（令和７年第１回定例会３月会議）
【議案第２５号　参考資料】

志賀地域交流センター(ふれあい)設置及び管理に関する条例新旧対照表

改　正　後	改　正　前
【第４条関係】 ○志賀地域交流センター(ふれあい)設置及び管理に関する条例 （令和4年かつらぎ町条例第29号） （省　　略） (使用料) 第7条　使用者は、別表に定める額の使用料を納付しなければならない。 2　使用料の額は、この表により計算した額に消費税法(昭和63年法律第108号)に定める消費税の税率を乗じて得た額及び地方税法(昭和25年法律第226号)に定める地方消費税の税率を乗じて得た額を加算した額(この額に１円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額)とする。 （省　　略） (使用料の減免) 第9条　町長は、特に必要があると認めるときは、規則で定めるところにより使用料を減額し、又は免除することができる。	○志賀地域交流センター(ふれあい)設置及び管理に関する条例 （令和4年かつらぎ町条例第29号） （省　　略） (使用料) 第7条　使用者は、別表に定める額の使用料を納付しなければならない。 （省　　略） (使用料の減免) 第9条　町長は、特に必要があると認めるときは、使用料を減額し、又は免除することができる。

改　正　後

（省　　略）

別表(第7条関係)

種別	使用料（１時間につき）
会議室1	100円
会議室2	100円
会議室3	100円
調理室	100円
大広間	200円

備考

1　利用時間は、利用のための準備及び利用後の復元のための時間を含むものとする。

2　1時間未満の利用は、1時間とする。

改　正　前

（省　　略）

別表(第7条関係)

使用区分及び時間	午前	午後	夜間
	午前9時から正午まで	午後1時から午後5時まで	午後6時から午後10時まで
会議室1	1,050円	1,050円	2,100円
会議室2	630円	630円	1,260円
会議室3	630円	630円	1,260円
調理室	1,050円	1,050円	2,100円
大広間	1,580円	1,580円	3,150円

備考

1　規則に定める使用時間外に使用する場合の使用料は、1時間当たり、各使用区分ごとに定めた夜間の欄に掲げる額の3割に相当する額とし、10円未満の端数は切り捨てる。また、冷暖房設備を使用する場合は、1時間につき320円を加算する。ただし、暖房器(燃料代を含む。)の使用料は、1台につき260円とする。

（令和７年第１回定例会３月会議）
【議案第２５号　参考資料】

新城地域交流センター(「水とみどりの美術館」(すぎのこ))設置及び管理に関する条例新旧対照表

改　正　後	改　正　前
【第５条関係】	
○新城地域交流センター(「水とみどりの美術館」(すぎのこ))設置及び管理に関する条例 （平成29年かつらぎ町条例第22号）	○新城地域交流センター(「水とみどりの美術館」(すぎのこ))設置及び管理に関する条例 （平成29年かつらぎ町条例第22号）
（省　　略）	（省　　略）
(使用料) 第7条　使用者は、別表に定める額の使用料を納付しなければならない。 2　使用料の額は、この表により計算した額に消費税法(昭和63年法律第108号)に定める消費税の税率を乗じて得た額及び地方税法(昭和25年法律第226号)に定める地方消費税の税率を乗じて得た額を加算した額(この額に１円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額)とする。	(使用料) 第7条　使用者は、別表に定める額の使用料を納付しなければならない。
（省　　略）	（省　　略）
(使用料の減免) 第9条　町長は、特に必要があると認めるときは、規則で定めるところにより使用料を減額し、又は免除することができる。	(使用料の減免) 第9条　町長は、特に必要があると認めるときは、使用料を減額し、又は免除することができる。

改　正　後

（省　　略）

別表(第7条関係)

種別	使用料（１時間につき）
集会室1	200円
集会室2	100円

備考

1　利用時間は、利用のための準備及び利用後の復元のための時間を含むものとする。

2　1時間未満の利用は、1時間とする。

改　正　前

（省　　略）

別表(第7条関係)

使用区分及び時間	午前	午後	夜間
	午前9時から正午まで	午後1時から午後5時まで	午後6時から午後10時まで
集会室1	1,050円	1,050円	2,100円
集会室2	630円	630円	1,260円

備考

1　規則に定める使用時間外に使用する場合の使用料は、1時間当たり、各使用区分ごとに定めた夜間の欄に掲げる額の3割に相当する額とし、10円未満の端数は切り捨てる。また、冷暖房設備を使用する場合は、1時間につき320円を加算する。ただし、暖房器(燃料代を含む。)の使用料は、1台につき260円とする。

（令和７年第１回定例会３月会議）
【議案第２５号　参考資料】

天野地域交流センター(ゆずり葉)設置及び管理に関する条例新旧対照表

改　正　後	改　正　前
【第６条関係】 ○天野地域交流センター(ゆずり葉)設置及び管理に関する条例 （平成27年かつらぎ町条例第34号） （省　　略） (使用料) 第7条　使用者は、別表に定める額の使用料を納付しなければならない。 2　使用料の額は、この表により計算した額に消費税法(昭和63年法律第108号)に定める消費税の税率を乗じて得た額及び地方税法(昭和25年法律第226号)に定める地方消費税の税率を乗じて得た額を加算した額(この額に１円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額)とする。 （省　　略） (使用料の減免) 第9条　町長は、特に必要があると認めるときは、規則で定めるところにより使用料を減額し、又は免除することができる。	○天野地域交流センター(ゆずり葉)設置及び管理に関する条例 （平成27年かつらぎ町条例第34号） （省　　略） (使用料) 第7条　使用者は、別表に定める額の使用料を納付しなければならない。 （省　　略） (使用料の減免) 第9条　町長は、特に必要があると認めるときは、使用料を減額し、又は免除することができる。

改　正　後

（省　　略）

別表(第7条関係)

(1)

種別	使用料（１時間につき）
調理室	100円
集会室	100円
老人談話室	100円
子供支援室	100円
研修室A	100円
研修室B	100円
研修室C	100円
体育館	500円

備考

1　利用時間は、利用のための準備及び利用後の復元のための時間を含むものとする。

2　1時間未満の利用は、1時間とする。

(2)

施設	区分	使用料金

改　正　前

（省　　略）

別表(第7条関係)

(1)

使用区分及び時間	午前	午後	夜間
	午前9時から正午まで	午後1時から午後5時まで	午後6時から午後10時まで
調理室	1,050円	1,050円	2,100円
集会室	630円	630円	1,260円
老人談話室	630円	630円	1,260円
子供支援室	630円	630円	1,260円
研修室A	1,050円	1,050円	2,100円
研修室B	630円	630円	1,260円
研修室C	630円	630円	1,260円
体育館	1,580円	1,580円	3,150円

備考

1　規則に定める使用時間外に使用する場合の使用料は、1時間当たり、各使用区分ごとに定めた夜間の欄に掲げる額の3割に相当する額とし、10円未満の端数は切り捨てる。また、冷暖房設備を使用する場合は、1時間につき320円を加算する。ただし、暖房器(燃料代を含む。)の使用料は、1台につき260円とする。

2　夜間照明施設を使用する場合は、1時間につき420円を加算する。

(2)

施設	区分	使用料金

改　正　後					改　正　前				
宿泊施設	宿泊 1人1泊につき	大人		4,000円	宿泊施設	宿泊 1人1泊につき	大人		4,000円
		小人	小学生	3,000円			小人	小学生	3,000円
			幼児3歳以上	2,000円				幼児3歳以上	2,000円
			幼児3歳未満	無料				幼児3歳未満	無料

（令和７年第１回定例会３月会議）
【議案第２５号　参考資料】

かつらぎ町立学校施設使用条例新旧対照表

改　正　後	改　正　前
【第７条関係】	
○かつらぎ町立学校施設使用条例 （昭和33年かつらぎ町条例第19号）	○かつらぎ町立学校施設使用条例 （昭和33年かつらぎ町条例第19号）
（省　　略）	（省　　略）
第6条　使用料は、別表のとおりとする。 ２　使用料の額は、別表により計算した額に消費税法（昭和６３年法律第１０８号）に定める消費税の税率を乗じて得た額及び地方税法（昭和２５年法律第２２６号）に定める地方消費税の税率を乗じて得た額を加算した額（この額に１円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とする。	第6条　使用料は、別に条例で定める。
第7条　既に納めた使用料は、還付しない。ただし、次の場合にはその全部又は一部を還付することがある。 (1)　使用者の責任でない事情により使用ができないとき。 (2)　第9条第3号の規定により使用の許可を取り消されたとき。 (3)　使用前に使用の申請を取り消されたとき。	第7条　既に納めた使用料は、還付しない。ただし、次の場合にはその全部又は一部を還付することがある。 (1)　使用者の責任でない事情により使用ができないとき。 (2)　次条第3号の規定により使用の許可を取り消されたとき。 (3)　使用前に使用の申請を取り消されたとき。
第8条　町長は、特に必要があると認めるときは、規則で定めるところにより使用料を減額し、又は免除することができる。	

改　正　後	改　正　前
第9条　次の各号の1に該当するときは、委員会はその使用条件を変え、使用を停止し、又は使用の許可を取り消すことができる。 (1)　使用許可の目的又は条件に違反したとき。 (2)　この条例又はこの条例に基づく規則等に違反したとき。 (3)　その他委員会において必要があると認めたとき。	第8条　次の各号の1に該当するときは、委員会はその使用条件を変え、使用を停止し、又は使用の許可を取り消すことができる。 (1)　使用許可の目的又は条件に違反したとき。 (2)　この条例又はこの条例に基づく規則等に違反したとき。 (3)　その他委員会において必要があると認めたとき。
第10条　使用者が使用が終わったとき、使用を中止されたとき、又は使用許可を取り消されたときは、使用場所を原状に復して返還しなければならない。	第9条　使用者が使用が終わったとき、使用を中止されたとき、又は使用許可を取り消されたときは、使用場所を原状に復して返還しなければならない。
2　使用者が前項の義務を履行しないときは、委員会がこれを執行し、その費用を使用者から徴収する。	2　使用者が前項の義務を履行しないときは、委員会がこれを執行し、その費用を使用者から徴収する。
第11条　使用により建物及び附属物等に損害を生じたときは、使用者はその損害を賠償しなければならない。	第10条　使用により建物及び附属物等に損害を生じたときは、使用者はその損害を賠償しなければならない。
第12条　この条例の施行に関し必要な事項は、委員会がこれを定める。	第11条　この条例の施行に関し必要な事項は、委員会がこれを定める。
（附　則　省　略）	（附　則　省　略）
別表(第6条関係) (1)　学校体育施設基本使用料 種別 ／ 使用料（１時間につき） 屋内運動場 ／ ２００円 屋外運動場 ／ １００円 (2)　夜間照明設備使用料 種別 ／ 使用料（１時間につき） 笠田中学校屋外運動場夜間照明設備 ／ １，０００円 大谷小学校屋外運動場夜間照明設備 ／ ９００円	

改　正　後	改　正　前
渋田小学校屋外運動場夜間照明設備　５００円 備考 １　本町以外に住所を有する者が使用する場合は、基本使用料の１０割を加算する。 ２　利用時間は、利用のための準備及び利用後の復元のための時間を含むものとする。 ３　１時間未満の利用は、１時間とする。 (3)　学校施設基本使用料 種別：教室（１教室につき）　使用料（１時間につき）：１００円 備考 １　本町以外に住所を有する者が使用する場合は、基本使用料の１０割を加算する。 ２　利用時間は、利用のための準備及び利用後の復元のための時間を含むものとする。 ３　１時間未満の利用は、１時間とする。	

（令和７年第１回定例会３月会議）
【議案第２５号　参考資料】

かつらぎ町シビックセンター設置及び管理条例新旧対照表

改　正　後	改　正　前
【第８条関係】	
○かつらぎ町シビックセンター設置及び管理に関する条例 （平成5年かつらぎ町条例第19号）	○かつらぎ町シビックセンター設置及び管理条例 （平成5年かつらぎ町条例第19号）
（省　　略）	（省　　略）
(使用料) 第4条　シビックセンターを使用する場合は、別表に定める額の使用料を納めなければならない。 2　使用料の額は、この表により計算した額に消費税法（昭和63年法律第108号）に定める消費税の税率を乗じて得た額及び地方税法（昭和25年法律第226号）に定める地方消費税の税率を乗じて得た額を加算した額（この額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とする。 (使用料の還付) 第5条　既納の使用料は、還付しない。ただし、施設を使用しないことについて町長がやむを得ないと認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。 (使用料の減免)	(使用料) 第4条　シビックセンターを使用する場合は、別に条例の定めるところにより使用料を納めなければならない。

改　正　後	改　正　前
第6条　町長は、特に必要であると認めるときは、規則で定めるところにより使用料を減額し、又は免除することができる。 (教育委員会への委任) 第7条　シビックセンターの管理及び運営については、かつらぎ町教育委員会に委任する。 (規則への委任) 第8条　この条例の施行に関し、必要な事項は、別に教育委員会規則で定める。 （附　則　省　略） 別表(第4条関係) 1　シビックセンター基本使用料 (単位：円)	(教育委員会への委任) 第5条　シビックセンターの管理及び運営については、かつらぎ町教育委員会に委任する。 (規則への委任) 第6条　この条例の施行に関し、必要な事項は、別に教育委員会規則で定める。 （附　則　省　略）

使用時間／区分	(午前) 9:00～ 12:00	(午後) 13:00～ 17:00	(夜間) 18:00～ 22:00	(全日) 9:00～ 22:00	備考
大ホール(平日)	10,000	15,000	20,000	45,000	椅子・舞台共
大ホール(土・日・祝)	12,000	18,000	24,000	54,000	椅子・舞台共
大ホールのみ使用(平日)	7,000	10,500	14,000	31,500	椅子なし
大ホールのみ使用(土・日・祝)	8,400	12,600	16,800	37,800	椅子なし

改　正　後	改　正　前

舞台のみ使用(平日)	6,000	9,000	12,000	27,000	
舞台のみ使用(土・日・祝)	7,200	10,800	14,400	32,400	
ＡＶホール(平日)	6,000	9,000	12,000	27,000	
ＡＶホール(土・日・祝)	7,200	10,800	14,400	32,400	
控室(楽屋)	500	500	500	1,500	
展示ホール(平日)	4,500	6,000	7,500	18,000	
展示ホール(土・日・祝)	5,000	6,500	8,000	19,500	
2階リハーサル室	1,000	1,000	1,000	3,000	
2階スタジオ	700	700	700	2,100	
イベント広場	5,000	7,500	10,000	22,500	
野外ステージ広場	5,000	7,500	10,000	22,500	

会議室	使用料（１時間につき）	備考
和室1	500	
和室2	350	
和室3	350	

改　正　後	改　正　前

研修室	1,500	
料理実習室	1,000	
会議室A	2,000	マイク設備付
会議室C	1,000	
会議室D	350	

備考

1　大ホール(椅子なし)のみ使用の場合は、大ホール(椅子・舞台共)基本料金の7割とする。

2　舞台のみ使用の場合は、大ホール(椅子・舞台共)基本料金の6割とする。

3　大ホールで冷暖房を必要とする場合は、基本料金の5割増しとする。

4　町外(橋本広域市町村圏域及び大阪府和泉市を除く。)居住者の使用は、基本料金の5割増しとする。

5　入場料又はこれに類するものを徴収する場合の使用料

入場者１人当たりの徴収額の最高額	商業宣伝、営業又はこれらに類するもの
3,000円以下	基本料金の5割増し
3,001円以上	基本料金の10割増し

6　イベント広場、野外ステージ広場の使用料は、催しの場合のみ徴収する。

7　使用区分による時間帯を連続して使用した場合における使用料の額は、それぞれ区分ごとの使用料を合算した額とする。

8　使用延長料金については30分当たり直近の使用時間帯使用料の3割相当分とする。

9　利用時間は、利用のための準備及び利用後の復元のための時間

改　正　後	改　正　前

を含むものとする。

１０　会議室使用において、１時間未満の利用は、１時間とする。

１１　会議室に付随する設備の使用については、基本使用料に含むものとする。

１２　野外ステージ広場の電気設備を使用した場合、1時間当たり200円を徴する。

2　附属設備使用料

番号	品名	単位	使用料(円) (1回につき)	備考
1	平台	1台	200	
2	箱足	1個	50	
3	緋毛氈	1枚	100	
4	高座用座布団	1枚	100	
5	地がすり	1枚	1,000	
6	ジョーゼット幕	1式	2,000	
7	屏風	半双	1,000	
8	演台	1台	500	
9	司会者卓	1卓	200	
10	花台	1台	100	
11	プログラムスタンド	1台	100	
12	ホワイトボード	1台	200	
13	指揮台	1台	200	
14	指揮者用譜面台	1台	200	
15	譜面台	1台	100	
16	展示パネル	1枚	50	
17	音響反射板	1式	4,000	

改　正　後					改　正　前
18	プロジェクター	1台	3,000	大ホール用スクリーン付き	
19	プロジェクター	1台	1,500	スクリーン付き	
20	ワイヤレスアンプ	1式	1,000	マイク2本付き	
21	BL,DVDプレーヤー	1台	500		
22	音響操作卓	1式	4,000	大ホール	
23	音響操作卓	1式	2,000	AVホール	
24	ステージスピーカー	1台	500		
25	CDデッキ(再生機)	1台	500		
26	マイクロホン	1本	400		
27	マイクスタンド	1本	100		
28	調光操作卓	1式	4,000	大ホール	
29	ボーダーライト	1列	500	大ホール	
30	サスペンションライト	1列	1,500	大ホール	
31	アッパーホリゾントライト	1列	1,200	大ホール	
32	ロアーホリゾントライト	1列	1,200	大ホール	
33	シーリングライト	1列	1,200	大ホール	
34	客席シーリングライト	1列	600	大ホール	
35	フロントサイドスポットライト	1列	300	大ホール	
36	フロアコンセント	1回路	150	大ホール	
37	ピンスポットライト	1台	1,500	大ホール	

改　正　後	改　正　前

38	調光操作卓	1式	2,000	AVホール
39	ボーダーライト	1列	300	AVホール
40	サスペンションライト	1列	500	AVホール
41	ロアーホリゾントライト	1列	300	AVホール
42	シーリングライト	1列	500	AVホール
43	フロアコンセント	1回路	100	AVホール
44	効果機器	1台	100	
45	特設電源	1回路	150	
46	グランドピアノ	1台	5,000	大ホール(調律費別途)
47	グランドピアノ	1台	3,000	AVホール(調律費別途)
48	机	1台	100	ホール使用
49	椅子	1脚	50	ホール使用

備考

1　1回とは、午前9時から正午まで、午後1時から午後5時まで及び午後6時から午後10時までのそれぞれの使用時間における使用をいう。

2　会議室においては、４時間までは１回、以降４時間毎に使用回数を加算する。終日使用については３回とする。

3　この表に掲げるもの以外の附属設備及び備品の使用料は、類似する附属設備又は備品の使用料に準じて算定した額とする。

3　設置し、管理又は管理する場合

種別	単位	使用料(月額)	備考

改　正　後				改　正　前
食堂売店	1フロアー	収入金額の10%	90㎡	
自動販売機	1台につき	売上金額の10%以上25%以内		

4　手数料

入場券等の販売手数料は販売合計金額の10%とする。

（令和７年第１回定例会３月会議）
【議案第２５号　参考資料】

かつらぎ町保健福祉センター等設置及び管理条例新旧対照表

改　正　後	改　正　前
【第９条関係】	
○かつらぎ町保健福祉センター等設置及び管理に関する条例 （平成12年かつらぎ町条例第13号）	○かつらぎ町保健福祉センター等設置及び管理条例 （平成12年かつらぎ町条例第13号）
（省　　略）	（省　　略）
(センター等の使用等) 第4条　（略）。 2　センター等の使用に係る使用料については、無料とする。ただし、かつらぎ町保健福祉センター体力づくりフロアの使用料については、1回当たり91円とする。 3　使用料の額は、前項の額に消費税法(昭和63年法律第108号)に定める消費税の税率を乗じて得た額及び地方税法(昭和25年法律第226号)に定める地方消費税の税率を乗じて得た額を加算した額(この額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額)とする。 (使用料の減免) 第5条　町長は、特に必要があると認めるときは、規則で定めるところにより使用料を減額し、又は免除することができる。 (管理)	(センター等の使用等) 第4条　（略） 2　センター等の使用に係る使用料については、無料とする。ただし、かつらぎ町保健福祉センター体力づくりフロアの使用料については、別に条例で定める。 (管理)

100

改　正　後	改　正　前
第6条　センター等は、町長が管理する。 (委任) 第7条　この条例に定めるもののほか、センター等の管理運営に必要な事項は、規則で定める。	第5条　センター等は、町長が管理する。 (委任) 第6条　この条例に定めるもののほか、センター等の管理運営に必要な事項は、規則で定める。

101

（令和７年第１回定例会３月会議）
【議案第２５号　参考資料】

かつらぎ町地域福祉センターの設置条例新旧対照表

改　正　後	改　正　前
【第１０条関係】 ○かつらぎ町地域福祉センター設置及び管理に関する条例 （平成６年かつらぎ町条例第7号） （省　　略） (管理) 第3条　福祉センターは、常に良好な状態において管理し、設置の目的に応じて最も効果的に運用しなければならない。 (業務) 第4条　福祉センターは、次に掲げる業務を行う。 (1)・(2)　　（略） (使用者) 第5条　福祉センターを使用できる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。 (1)・(2)　　（略） (使用の許可)	○かつらぎ町地域福祉センターの設置条例 （平成６年かつらぎ町条例第7号） （省　　略） (業務) 第3条　福祉センターは、次に掲げる業務を行う。 (1)・(2)　　（略） (使用者) 第4条　福祉センターを使用できる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。 (1)・(2)　　（略） (使用の許可)

改　正　後	改　正　前
第6条　福祉センターを使用しようとする者(以下「使用者」という。)は、あらかじめ町長の許可を受けなければならない。	第5条　福祉センターを使用しようとする者(以下「使用者」という。)は、あらかじめ町長の許可を受けなければならない。
2　(略)	2　(略)
(使用の許可の取消し等)	(使用の許可の取消し等)
第7条　町長は、使用者が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、使用許可を取り消し、又は使用の中止をさせることができる。	第6条　町長は、使用者が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、使用許可を取り消し、又は使用の中止をさせることができる。
(1)～(3)　(略)	(1)～(3)　(略)
2　(略)	2　(略)
(目的外使用)	(目的外使用)
第8条　町長は、別に定める室に限り、その用途又は目的を妨げない範囲において、目的外に使用させることができる。	第7条　町長は、別に定める室に限り、その用途又は目的を妨げない範囲において、目的外に使用させることができる。
(使用料)	(使用料)
第9条　福祉センターの使用料は、無料とする。ただし、前条の規定に基づき使用する場合は、別表に定める使用料を使用前に納付しなければならない。	第8条　福祉センターの使用料は、無料とする。ただし、前条の規定に基づき使用する場合は、別表に定める使用料を使用前に納付しなければならない。
2　使用料の額は、この表により計算した額に消費税法(昭和63年法律第108号)に定める消費税の税率を乗じて得た額及び地方税法(昭和25年法律第226号)に定める地方消費税の税率を乗じて得た額を加算した額(この額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額)とする。	2　町長は、特別な理由があると認めたときは、前項の使用料を減免することができる。
	3　既に納付された使用料は、還付しない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。
	(1)　使用者の責任に帰さない理由により使用することができないとき。
	(2)　使用日の前日までに使用許可申請を撤回したとき。

改　正　後

（使用料の還付）

第10条　既に納付された使用料は、還付しない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

(1)　使用者の責任に帰さない理由により使用することができないとき。

(2)　使用日の前日までに使用許可申請を撤回したとき。

（使用料の減免）

第11条　町長は、特に必要があると認めたときは、規則で定めるところにより使用料を減額し、又は免除することができる。

(原状回復の義務)

第12条　使用者は、福祉センターの使用を終了したときは、直ちに使用場所を原状に回復しなければならない。

(損害賠償の義務)

第13条　使用者は、建物又は附属設備等を破損し、又は滅失したときは、町長の定めるところによりその損害を賠償しなければならない。

(委任)

第14条　この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

（省　　略）

別表(第9条関係)

種別	使用料（1時間につき）
多機能研修室	1,000円
日常生活訓練室	300円

改　正　前

(原状回復の義務)

第9条　使用者は、福祉センターの使用を終了したときは、直ちに使用場所を原状に回復しなければならない。

(損害賠償の義務)

第10条　使用者は、建物又は附属設備等を破損し、又は滅失したときは、町長の定めるところによりその損害を賠償しなければならない。

(委任)

第11条　この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

（省　　略）

別表(第8条関係)

使用時間 / 区分	(午前) 9:00～12:00	(午後) 13:00～17:00	(夜間) 18:00～22:00

<table>
<tr><th>改　正　後</th><th colspan="4">改　正　前</th></tr>
<tr><td rowspan="2">備考
1　利用時間は、利用のための準備及び利用後の復元のための時間を含むものとする。
2　1時間未満の利用は、1時間とする。</td><td>多機能研修室</td><td>3,150円</td><td>4,730円</td><td>4,730円</td></tr>
<tr><td>日常生活訓練室</td><td>1,050円</td><td>1,580円</td><td>1,580円</td></tr>
</table>

（令和７年第１回定例会３月会議）
【議案第２５号　参考資料】

かつらぎ町ゆうゆうコミュニティホーム設置及び管理条例新旧対照表

改　正　後	改　正　前
【第１１条関係】	
○かつらぎ町ゆうゆうコミュニティホーム設置及び管理に関する条例 （平成28年かつらぎ町条例第42号）	○かつらぎ町ゆうゆうコミュニティホーム設置及び管理条例 （平成28年かつらぎ町条例第42号）
（省　　略）	（省　　略）
(使用料) 第6条　（略） 2　使用料の額は、この表により計算した額に消費税法(昭和63年法律第108号)に定める消費税の税率を乗じて得た額及び地方税法(昭和25年法律第226号)に定める地方消費税の税率を乗じて得た額を加算した額(この額に１円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額)とする。	(使用料) 第6条　（略）
（省　　略）	（省　　略）
(使用料の減免) 第8条　町長は、特に必要があると認めたときは、規則で定めるところにより使用料を減額し、又は免除することができる。	(使用料の減免) 第8条　町長は、特に必要があると認めたときは、使用料を減額し、又は免除することができる。

107

改　正　後

（省　　略）

別表(第6条関係)

種別	使用料(1時間につき)
1階事務室	100円
1階相談室	100円
1階娯楽室	100円
2階広間	100円
2階調理室	100円

備考

1　利用時間は、利用のための準備及び利用後の復元のための時間を含むものとする。

2　1時間未満の利用は、1時間とする。

改　正　前

（省　　略）

別表(第6条関係)

使用区分及び時間	午前	午後	夜間
	午前9時から正午まで	午後1時から午後5時まで	午後6時から午後10時まで
1階事務室	320円	320円	630円
1階相談室	320円	320円	630円
1階娯楽室	320円	320円	630円
2階広間	630円	630円	1,260円
2階調理室	320円	320円	630円

備考

規則に定める使用時間外に使用する場合の使用料は、1時間当たり、各使用区分ごとに定めた夜間の欄に掲げる額の3割に相当する額とし、10円未満の端数は切り捨てる。また、冷暖房設備を使用する場合は、1時間につき320円を加算する。ただし、暖房器(燃料代を含む。)の使用料は1台につき260円とする。

（令和７年第１回定例会３月会議）
【議案第２５号　参考資料】

大型共同作業場設置条例新旧対照表

改　正　後	改　正　前
【第１２条関係】 ○大型共同作業場設置及び管理に関する条例 （昭和52年かつらぎ町条例第7号） （省　　略） 第２条　（略） （管理） 第３条　大型共同作業場は、常に良好な状態において管理し、設置の目的に応じて最も効果的に運用しなければならない。 （使用の承認） 第４条　大型共同作業場を使用しようとする者は、町長に申請書を提出して、承認を受けなければならない。 ２　前項の承認を受けた者（以下「使用者」という。）が使用を取り消し、又は変更しようとするときは、町長に届け出なければならない。 （使用の不承認） 第５条　町長は、公益の維持管理及び施設の保全に支障があると認めたときは、使用を承認しないことができる。 （承認の取消し等）	○大型共同作業場設置条例 （昭和52年かつらぎ町条例第7号） （省　　略） 第２条　（略）

108

改　正　後	改　正　前
第６条　町長は、使用者が次の各号のいずれかに該当するときは、承認した事項を変更し、又は承認を取り消し、若しくは利用の中止を命ずることができる。 (1)　承認を受けた利用の目的に違反したとき。 (2)　この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。 (3)　偽りその他不正な行為により承認を受けたとき。 (4)　天災地変その他やむを得ない事由により必要があると認められるとき。 (5)　前各号に掲げる場合のほか、大型共同作業場の管理上特に必要があると認められるとき。 （使用料） 第７条　使用者は、１ヵ月につき、３０，５４６円の使用料を納付しなければならない。この場合において、使用期間が１ヵ月に満たない期間については、１ヵ月に繰り上げるものとする。また、使用期間は、使用のための準備及び使用後の復元のための時間を含むものとする。 ２　使用料の額は、前項により計算した額に消費税法(昭和63年法律第108号)に定める消費税の税率を乗じて得た額及び地方税法(昭和25年法律第226号)に定める地方消費税の税率を乗じて得た額を加算した額(この額に１円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額)とする。 （使用料の還付） 第８条　既に納入した使用料は、還付しない。ただし、使用者の責めによらない事由により使用することができないときは、この限りでない。 （使用料の減免）	

改　正　後	改　正　前
第９条　町長は、特に必要があると認めたときは、使用料を減額し、又は免除することができる。 （実費の弁償） 第１０条　町長は、使用者が建物、建具、機械器具又は備品等を破損したときは、協議の上、使用者にその損害額を賠償させることができる。 （委任） 第１１条　この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。 （省　　略）	（委任） 第３条　この条例の施行に関し必要な事項は、町長が別に規則で定める。 （省　　略）

（令和７年第１回定例会３月会議）
【議案第２５号　参考資料】

かつらぎ町国民健康保険診療所条例新旧対照表

改　正　後	改　正　前
【第１３条関係】 ○かつらぎ町国民健康保険診療所設置及び管理に関する条例 （昭和52年かつらぎ町条例第19号） （省　　略） （使用料及び手数料） 第4条　町長は、前条の診療を受けた者から使用料及び手数料を徴収する。 2　診療所の医療に係る使用料の額は、健康保険法(大正11年法律第70号)及び高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)の規定により厚生労働大臣が定める診療報酬の算定方法その他法令等による算定方法に基づき算定した額とする。 （省　　略）	○かつらぎ町国民健康保険診療所条例 （昭和52年かつらぎ町条例第19号） （省　　略） （使用料及び手数料） 第4条　前条の診療を受けた者に対しては、別に条例の定めるところにより使用料及び手数料を徴収する。 （省　　略）

111

（令和７年第１回定例会３月会議）
【議案第２５号　参考資料】

かつらぎ斎場設置及び管理条例新旧対照表

改　正　後	改　正　前
【第１４条関係】	
○かつらぎ斎場設置及び管理に関する条例 （昭和57年かつらぎ町条例第22号）	○かつらぎ斎場設置及び管理条例 （昭和57年かつらぎ町条例第22号）
（省　　略）	（省　　略）
（使用料） 第６条　前条の規定により使用の許可を受ける者は、別表に定める使用料を許可申請時に納付しなければならない。 ２　使用料（火葬、小動物火葬、小動物個別火葬（返骨）を除く。）の額は、この表により計算した額に消費税法（昭和６３年法律第１０８号）に定める消費税の税率を乗じて得た額及び地方税法（昭和２５年法律第２２６号）に定める地方消費税の税率を乗じて得た額を加算した額（この額に１円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とする。 ３　既納の使用料は、還付しない。ただし、町長において特別な理由があると認めたときは、この限りでない。	（使用料） 第６条　前条の規定により使用の許可を受ける者は、別に条例で定めるところによる使用料を許可申請時に納付しなければならない。 ２　既納の使用料は、還付しない。ただし、町長において特別な理由があると認めたときは、この限りでない。
（使用料の減免） 第７条　町長は、特に必要があると認めるときは、規則で定めるところ	（使用料の減免） 第７条　町長は貧困その他の理由により特に必要があると認めたとき

改　正　後	改　正　前
により使用料を減額し、又は免除することができる。 (規則への委任) 第8条　この条例に定めるもののほか、必要な事項は、別に規則で定める。 （省　　略） 別表(第6条関係)	は、使用料を減免することができる。 (規則への委任) 第8条　この条例に定めるもののほか、必要な事項は、別に規則で定める。 （省　　略）

区　分		単　位	使用料（円）	
			町内利用	町外利用
火葬	12歳以上	1体	20,000	120,000
	12歳未満	1体	14,000	50,000
	死・流産児	1胎	7,000	20,000
	その他	1件	4,000	6,000
遺体安置室		24時間以内	3,000	6,000
		24時間を超え1時間毎	200	400
式場		通夜から告別式まで	51,000	102,000
		通夜のみ	25,500	51,000
		告別式のみ	25,500	51,000
		密葬等（一時使用）	10,000	20,000
和室		通夜から告別式まで	17,000	34,000

改　正　後	改　正　前

		通夜のみ	8,500	17,000
		告別式のみ	8,500	17,000
控室		通夜から告別式まで	3,000	6,000
		通夜のみ	1,500	3,000
		告別式のみ	1,500	3,000
祭壇			50,000	100,000
小動物	火葬	1件	5,000	10,000
	個別火葬（返骨）	1件	上記金額に3,000円を加算	上記金額に3,000円を加算
自動販売機		飲料水	売上金額の10％以上25％以内	1円未満切捨て

備考

1　町内利用とは次の各号のいずれかに該当する場合に係る利用をいい、町外利用とはそれ以外の場合に係る利用をいう。

(1)　死亡者が死亡時に本町に住所を有していた場合

(2)　使用者が本町に住所を有している場合

(3)　死亡者が死亡時に介護保険法（平成9年法律第123号）第13条第1項に規定する住所地特例対象施設に入所又は入居をしていた者であって、本町の介護保険の被保険者であった場合

(4)　前３号に掲げるもののほか、町長が特に必要があると認める場合

（令和７年第１回定例会３月会議）
【議案第２５号　参考資料】

かつらぎ霊園墓地設置及び管理条例新旧対照表

改　正　後	改　正　前
【第１５条関係】 ○かつらぎ霊園墓地設置及び管理に関する条例 （昭和57年かつらぎ町条例第11号） （省　　略） （使用料） 第7条　前条の規定により使用の許可を受けた者(以下「使用者」という。)は、別表に定める使用料を使用許可の際に納付しなければならない。 2　（略） （省　　略） （使用料の減免猶予） 第16条　町長は、公益上その他の理由により特に必要があると認めたときは、規則で定めるところにより使用料及び管理料の納付を減免し、又は猶予することができる。 （附　則　省　略）	○かつらぎ霊園墓地設置及び管理条例 （昭和57年かつらぎ町条例第11号） （省　　略） （使用料） 第7条　前条の規定により使用の許可を受けた者(以下「使用者」という。)は、別の条例で定めるところにより、使用料を使用許可の際に納付しなければならない。 2　（略） （省　　略） （使用料の減免猶予） 第16条　町長は、公益上その他の理由により特に必要があると認めたときは、使用料及び管理料の納付を減免し、又は猶予することができる。 （附　則　省　略）

115

改　正　後	改　正　前
別表(第7条関係) 使用面積：1区画　3.24平方メートル（縦1.8メートル横1.8メートル） 使用料：400,000円（ただし、既使用の場合は、240,000円とする。）	

116

（令和７年第１回定例会３月会議）
【議案第２５号　参考資料】

地域振興施設設置条例新旧対照表

改　正　後	改　正　前
【第１６条関係】 ○地域振興施設設置及び管理に関する条例 （昭和56年かつらぎ町条例第9号） （設置） 第１条　（略） （名称及び位置） 第２条　（略） （使用の承認） 第３条　地域振興施設を使用しようとする者は、町長に申請書を提出して、承認を受けなければならない。 （使用の不承認） 第４条　町長は、公益の維持管理及び施設の保全に支障があると認めたときは、使用を承認しないことができる。 （使用料）	○地域振興施設設置条例 （昭和56年かつらぎ町条例第9号） 第１条　（略） 第２条　（略） 第３条　設置目的の使用形態に支障のない範囲内において、公共的団体に使用させることができる。この場合において、町長が別に定める光熱水費等の実費を支弁しなければならない。 ２　前項の規定は、公共的団体外の者についても準用することができる。 ３　前項の規定により使用を許可された者は、使用料を前納しなければならない。

改　正　後	改　正　前
第５条　使用者は、１時間につき、１００円の使用料を納付しなければならない。この場合において、使用時間が１時間に満たない時間については、１時間に繰り上げるものとする。また、使用時間は、使用のための準備及び使用後の復元のための時間を含むものとする。 ２　使用料の額は、前項により計算した額に消費税法（昭和63年法律第108号）に定める消費税の税率を乗じて得た額及び地方税法（昭和25年法律第226号）に定める地方消費税の税率を乗じて得た額を加算した額（この額に１円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とする。 （使用料の還付） 第６条　既に納入した使用料は、還付しない。ただし、使用者の責めによらない事由により使用することができないときは、この限りでない。 （使用料の減免） 第７条　町長は、特に必要があると認めたときは、規則で定めるところにより使用料を減額し、又は免除することができる。 （実費の弁償） 第８条　町長は、使用者が建物、建具、機械器具又は備品等を破損したときは、協議の上、使用者にその損害額を賠償させることができる。 （委任） 第９条　この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。	第４条　この条例の施行に関し必要な事項は、町長が別に規則で定める。
（省　　略）	（省　　略）

（令和７年第１回定例会３月会議）
【議案第２５号　参考資料】

はなぞの温泉「花圃の里」設置及び管理に関する条例新旧対照表

改　正　後	改　正　前
【第１７条関係】 ○はなぞの温泉「花圃の里」設置及び管理に関する条例 （平成21年かつらぎ町条例第15号） （省　　略） (使用料) 第8条　利用者は、別表に定める額の使用料を町長に納付しなければならない。 2　使用料の額は、この表により計算した額に消費税法（昭和63年法律第108号）に定める消費税の税率を乗じて得た額及び地方消費税法（昭和25年法律第226号）に定める地方消費税の税率を乗じて得た額を加算した額（この額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とする。 （省　　略） (使用料の減免) 第10条　町長は、特に必要があると認めるときは、規則で定めるところにより使用料を減額し、又は免除することができる。	○はなぞの温泉「花圃の里」設置及び管理に関する条例 （平成21年かつらぎ町条例第15号） （省　　略） (使用料) 第8条　利用者は、別表に定める額の使用料を町長に納付しなければならない。 （省　　略） (使用料の減免) 第10条　町長は、公益上必要があると認めるときは、使用料を減額し、又は免除することができる。

119

改　正　後

（省　　略）

別表(第8条関係)

はなぞの温泉「花圃の里」使用料

1　宿泊使用料

室タイプ	大人 (中学生以上)	小人 (小学生)	幼児 (3歳以上)	幼児 (3歳未満)
Aタイプ	6,500円	5,000円	5,000円	無料
Bタイプ ベランダ付	7,500円	6,000円	5,000円	無料
Cタイプ 畳小スペース付	8,500円	7,000円	5,000円	無料
Dタイプ 畳大スペース付	9,500円	8,000円	5,000円	無料

ア　幼児(3歳未満)は添い寝を原則とする。ただし、寝具使用の場合は幼児(3歳以上)料金とする。

イ　宿泊時間を超過したときは、休憩使用料に切り替える。

ウ　国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日の前日及び土曜日は、この表に掲げる金額に2,000円を加算する。ただし、幼児については、この限りでない。

エ　1人で利用の場合は、2,000円を加算する。

オ　この表に掲げる金額には、食事代は含まない。

2　休憩使用料

施設区分	2時間当たりの利用料金	超過1時間ごと
一部屋	2,000円	1,000円

改　正　前

（省　　略）

別表(第8条関係)

はなぞの温泉「花圃の里」使用料

1　宿泊使用料

室タイプ	大人 (中学生以上)	小人 (小学生)	幼児 (3歳以上)	幼児 (3歳未満)
Aタイプ	6,500円	5,000円	5,000円	無料
Bタイプ ベランダ付	7,500円	6,000円	5,000円	無料
Cタイプ 畳小スペース付	8,500円	7,000円	5,000円	無料
Dタイプ 畳大スペース付	9,500円	8,000円	5,000円	無料

ア　幼児(3歳未満)は添い寝を原則とする。ただし、寝具使用の場合は幼児(3歳以上)料金とする。

イ　宿泊時間を超過したときは、休憩使用料に切り替える。

ウ　国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日の前日及び土曜日は、この表に掲げる金額に2,000円を加算する。ただし、幼児については、この限りでない。

エ　1人で利用の場合は、2,000円を加算する。

オ　この表に掲げる金額には、食事代は含まない。

2　休憩使用料

施設区分	2時間当たりの利用料金	超過1時間ごと
一部屋	2,000円	1,000円

121

改　正　後	改　正　前
3　室使用料	3　室使用料

施設区分	5時間当たりの利用料金	超過1時間ごと
大広間	4,000円	1,000円

4　入浴料(宿泊・休憩・室使用者以外)

大人(中学生以上)	小人(小学生)	幼児(小学生未満)
800円	500円	無料

ア　かつらぎ町民及び大阪府和泉市民が利用する場合は、上記金額にかかわらず300円とする。ただし、幼児(小学生未満)は無料とする。

3　室使用料

施設区分	5時間当たりの利用料金	超過1時間ごと
大広間	4,000円	1,000円

4　入浴料(宿泊・休憩・室使用者以外)

大人(中学生以上)	小人(小学生)	幼児(小学生未満)
800円	500円	無料

ア　町民が利用する場合は、上記金額にかかわらず300円とする。ただし、幼児(小学生未満)は無料とする。

備考　はなぞの温泉「花圃の里」使用料の額は、それぞれ上記により計算した額に消費税法(昭和63年法律第108号)に定める消費税の税率を乗じて得た額及び地方税法(昭和25年法律第226号)に定める地方消費税の税率を乗じて得た額を加算した額(この額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額)とする。

議 案 参 考 資 料

（令和７年第１回定例会３月会議）

担当課（室）係
企画公室

１．議案名

議案第２６号　かつらぎ町使用料、手数料、督促及び延滞金条例の一部を改正する条例制定について

２．背景・経過

公の施設使用料について統一的な基準を定め、施設を利用する方に理解が得られる合理的な料金を設定するにあたり、各施設における使用料の見直しを行うとともに使用料の表記を各施設の設置及び管理に関する条例に記載することとしました。

３．趣旨・目的

公の施設における使用料の見直し及び使用料の表記の整理に伴い、既存条例の整備が必要となるため、所要の改正を行おうとするものです。

４．概要

○別表１において使用料等を削除します。
第１項から第１６項まで、第１８項の削除

（施行期日：令和７年１０月１日）

（令和７年第１回定例会３月会議）
【議案第２６号　参考資料】

かつらぎ町使用料、手数料、督促及び延滞金条例新旧対照表

改　正　後	改　正　前
○かつらぎ町使用料、手数料、督促及び延滞金条例 （昭和33年かつらぎ町条例第33号） （本　　則　　省　　略） （附　　則　　省　　略） 第1条　地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)第225条、第227条及び第231条の3第3項の規定による行政財産の使用並びに特定の者のためにする事務並びに督促した場合における手数料(以下「督促手数料」という。)及び延滞金については別に定めるもののほか、この条例の定めるところにより手数料、使用料、督促手数料及び延滞金を徴収する。 （省　　略） 別表第1(第2条関係)	○かつらぎ町使用料、手数料、督促及び延滞金条例 （昭和33年かつらぎ町条例第33号） （本　　則　　省　　略） （附　　則　　省　　略） 第1条　地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)第225条、第227条及び第231条の3第3項の規定による行政財産の使用並びに公の施設の利用並びに特定の者のためにする事務並びに督促した場合における手数料(以下「督促手数料」という。)及び延滞金については別に定めるもののほか、この条例の定めるところにより手数料、使用料、督促手数料及び延滞金を徴収する。 （省　　略） 別表第1(第2条関係) 1　削除 2　削除 3　学校施設使用料

改　正　後	改　正　前
	(1)　学校体育施設基本使用料 使用区分 / 使用時間(午前8時から午後10時まで) 屋内運動場 / 1時間につき　210円 屋外運動場 / 1時間につき　110円 ア　本町以外に住所を有する者が使用する場合は、基本使用料の10割を加算する。 イ　夜間照明設備を使用する場合の使用料は、次表に掲げる額とする。 学校内 / 使用料 笠田中学校グラウンド夜間照明設備 / 1時間につき　740円 大谷小学校グラウンド夜間照明設備 / 1時間につき　630円 渋田小学校グラウンド夜間照明設備 / 1時間につき　420円 (2)　学校施設基本使用料 使用区分及び時間 / 午前(午前8時から正午まで) / 午後(午後1時から午後5時まで) / 夜間(午後6時から午後10時まで) 教室(1教室につき) / 110円 / 110円 / 110円 ア　本町以外に住所を有する者が使用する場合は、基本使用料の10割を加算する。 イ　冷暖房の実施期間は、次のとおりとし、その期間中は、基本使用料の5割を加算する。ただし、実施期間については、その年の気象事情により変更する場合があるものとする。 冷房　6月1日から9月30日まで 暖房　12月1日から3月31日まで

改　正　後	改　正　前
	ウ　使用区分による時間を連続して使用する場合は、区分間の時間も含めて使用できるものとし、それぞれの区分ごとの基本使用料を合算した額を使用料とする。 4　削除 5　削除 6　第3項及び第4項の規定の適用について使用者が入場料金を徴収する場合においては、入場料金の合計額の100分の10の額を使用料の額に加算する。ただし、その額に10円未満の端数が生じた場合は、四捨五入した額とする。 7　第3項から前項までの規定について、使用時間帯は各区分によるものとし、時間割料金の算定を行わないものとする。 8　削除 9　東谷ふるさとセンター

種別／区分	宿泊する場合(1人当たり)			
	児童生徒(高校生まで)		その他一般	
	5～10人	11人以上	5～10人	11人以上
町民	1,050円	950円	1,580円	1,370円
その他	1,160円	1,050円	1,790円	1,580円

備考　宿泊しない場合の使用料は、この表に掲げる額の2分の1の額とする。ただし、その額に10円未満の端数が生じた場合は、四捨五入した額とする。

10　削除

11　大型共同作業場建物等使用料　月額　33,600円

12　診療所における使用料

使用料(一部負担金を含む。)は、健康保険法の規定による療養に

改　正　後	改　正　前

要する費用の額の算定方法(平成6年厚生省告示第54号)に規定する診療報酬点数表(乙)に基づき算定した額とする。

13　自然休養村管理センター使用料

種別	使用区分		
	午前9時～正午	午後1時～午後5時	午後6時～午後10時
和室	1,050円	1,580円	2,100円
小研修室	530円	1,050円	1,580円
料理講習室	1,050円	1,580円	2,630円

暖房器の使用は、1時間につき210円とする。

14　かつらぎ霊園墓地墳墓使用料

使用面積	使用料
1区画　3.24平方メートル(縦1.8メートル横1.8メートル)	400,000円(ただし、既使用の場合は、240,000円とする。)

15　かつらぎ斎場使用料

区分		単位	使用料の額	かつらぎ町民でない場合の使用料の額	備考
火葬	12歳以上	1体	20,000円	120,000円	
	12歳未満	1体	14,000円	50,000円	
	死・流産児	1胎	7,000円	20,000円	
	その他	1件	4,000円	6,000円	
遺体安置室		24時間以内	5,250円	10,500円	

改　正　後	改　正　前				
		24時間を超え1時間増すごと	210円	420円	
	式場	通夜から告別式まで	50,000円	100,000円	
		通夜のみ	25,000円	50,000円	
		告別式のみ	25,000円	50,000円	
		密葬等(一時使用)	10,000円	20,000円	
	和室	通夜から告別式まで	20,000円	40,000円	
		通夜のみ	10,000円	20,000円	
		告別式のみ	10,000円	20,000円	
	控室	通夜から告別式まで	6,000円	12,000円	
		通夜のみ	3,000円	6,000円	
		告別式のみ	3,000円	6,000円	
	冷暖房費	通夜から告別式まで	24,000円	24,000円	
		通夜のみ	12,000円	12,000円	
		告別式のみ	12,000円	12,000円	
	祭壇使用料		50,000円	100,000円	
	自動販売機(飲料水)	1台	売上金額の15％以上20％以内		円未満切捨て
	小動物(犬猫等) 火葬	1件	5,000円	10,000円	
	返骨手数料	1件	3,000円	3,000円	
	備考				

改　正　後	改　正　前
	かつらぎ町民でない場合とは、使用者及び死亡者のいずれもがかつらぎ町民でないときをいう。

16　シビックセンター使用料

(1)　シビックセンター基本使用料

(単位：円)

区分＼使用時間	(午前)9：00～12：00	(午後)13:00～17：00	(夜間)18:00～22：00	(全日)9：00～22：00	備考
1階大ホール(平日)	10,000	15,000	20,000	45,000	椅子・舞台共
1階大ホール(土・日・祝)	12,000	18,000	24,000	54,000	椅子・舞台共
1階大ホールのみ使用(平日)	7,000	10,500	14,000	31,500	椅子なし
1階大ホールのみ使用(土・日・祝)	8,400	12,600	16,800	37,800	椅子なし
1階舞台のみ使用(平日)	3,000	4,500	6,000	13,500	
1階舞台のみ使用(土・日・祝)	3,600	5,400	7,200	16,200	
1階ＡＶホール(平日)	5,000	7,500	10,000	22,500	
1階ＡＶホール(土・日・祝)	6,000	9,000	12,000	27,000	
1階控室(楽屋A)	500	750	1,000	2,250	シャワー付き

改　正　後	改　正　前

1階控室(楽屋B)	300	450	600	1,350	
1階展示ホール(平日)	3,000	4,500	6,000	13,500	
1階展示ホール(土・日・祝)	3,600	5,400	7,200	16,200	
2階リハーサル室	600	900	1,200	2,700	
2階スタジオ	500	750	1,000	2,250	
3階和室1	1,000	1,500	2,000	4,500	
3階和室2	700	1,050	1,400	3,150	
3階和室3	700	1,050	1,400	3,150	
3階研修室	3,000	4,500	6,000	13,500	
3階料理実習室	3,000	4,500	6,000	13,500	
4階会議室　A	4,000	6,000	8,000	18,000	
4階会議室　C	3,000	4,500	6,000	13,500	
4階会議室　D	700	1,050	1,400	3,150	
イベント広場	5,000	7,500	10,000	22,500	
野外ステージ広場	5,000	7,500	10,000	22,500	

備考

(1)　大ホール(椅子なし)のみ使用の場合は、大ホール(椅子・舞台共)基本料金の7割とする。

(2)　舞台のみ使用の場合は、大ホール(椅子・舞台共)基本料金の3割とする。

(3)　冷暖房を必要とする場合は、基本料金の5割増しとする。

(4)　町外(橋本広域市町村圏域を除く。)居住者の使用は、基本料金

改　正　後	改　正　前
	の5割増しとする。 (5)　入場料を徴収する場合及び入場料を徴収しないで営利を目的として使用の場合は、基本料金の5割増しとする。 (6)　イベント広場の使用料は、催しの場合のみ徴収する。 (7)　使用区分による時間帯を連続して使用した場合における使用料の額は、それぞれ区分ごとの使用料を合算した額とする。 (8)　野外ステージの電気設備を使用した場合、1時間当たり200円を徴する。 (2)　附属設備使用料

番号	品名	単位	使用料(円) (1回につき)	備考
1	平台	1台	200	
2	箱足	1個	50	
3	緋毛氈	1枚	200	
4	高座用座布団	1枚	100	
5	上敷き	1枚	100	
6	地がすり	1枚	1,000	
7	屏風	半双	1,000	
8	演台	1台	500	
9	司会者卓	1卓	200	
10	花台	1台	100	花瓶つき
11	プログラムスタンド	1台	100	
12	箱階段	1台	200	
13	黒板	1台	200	
14	指揮台	1台	200	
15	譜面台	1台	100	

改　正　後	改　正　前				
	16	展示パネル	1台	50	
	17	音響反射板	1式	3,000	
	18	ビデオプロジェクター	1式	2,000	AVホール固定式スクリーン付き
	19	ビデオプロジェクター	1式	1,000	スクリーン付き
	20	ワイヤレスアンプ	1式	1,000	
	21	16ミリ映写機	1台	2,000	大ホール用クセノンスクリーン付き
	22	16ミリ映写機	1台	1,000	スクリーン付き
	23	スライド映写機	1台	500	スクリーン付き
	24	O・H・P	1台	1,000	スクリーン付き
	25	8ミリビデオカメラ	1台	1,000	
	26	書画カメラ	1台	1,000	
	27	CDラジオカセット	1台	500	
	28	音声調整卓	1台	4,000	
	29	移動操作卓	1台	2,000	
	30	ステージスピーカー	1台	1,000	
	31	センターカメラ	1台	1,000	

改　正　後	改　正　前

32	マイクロホン	1本	400	
33	マイクスタンド	1本	100	
34	調光操作卓	1台	4,000	
35	ボーダーライン	1回路	500	
36	サスペンションライト	1列	1,000	
37	アッパーホリゾントライト	1回路	1,000	
38	ロアーホリゾントライト	1回路	1,000	
39	シーリングライト	1列	1,000	
40	フロントサイドスポットライト	1台	300	
41	フットライト	1回路	500	
42	ピンスポットライト	1台	1,000	
43	グランドピアノ	1台	5,000	大ホール用(調律費用別途)
44	グランドピアノ	1台	3,000	小ホール用(調律費用別途)
45	茶道具	1式	2,000	

備考

(1)　1回とは、午前9時から正午まで、午後1時から午後5時まで及び午後6時から午後10時までのそれぞれの使用時間における使用をいう。

(2)　この表に掲げるもの以外の附属設備及び備品の使用料は、類似する附属設備又は備品の使用料に準じて算定した額とする。

(3)　設置し、管理又は管理する場合

改　正　後	改　正　前

種別		単位	使用料(月額)	備考
食堂売店		1フロアー	収入金額の10％	90m²
自動販売機	タバコ	使用面積1m²につき	600円	
	飲料水	1台につき	売上金額の15％以上20％以内	

1　行政財産の使用料

種別	使用目的	単位	使用料
土地	電柱等(路線を支持するために利用するものをいう。)	1本につき	年額 1,500円
	共架電線(電柱又は電話柱を設置する者以外の者が当該電柱又は電話柱に設置する電線をいう。)その他上空に設ける線類	長さ1mにつき	年額 5円
	学校施設の敷地の一部使用(教職員の通勤用自動車(自動二輪車を除く。)の駐車場として使用するものをいう。)	1台につき	月額 1,000円
	その他	1m²につき	年額 430円
建物	庁舎等の一部使用(防火対象として建物の一部とみなされる場合を含む。)	1m²につき	年額 2,000円

備考

1　この表の料金によることが不適当と認めるものについては、隣接

17　行政財産の使用料

種別	使用目的	単位	使用料
土地	電柱等(路線を支持するために利用するものをいう。)	1本につき	年額 1,500円
	共架電線(電柱又は電話柱を設置する者以外の者が当該電柱又は電話柱に設置する電線をいう。)その他上空に設ける線類	長さ1mにつき	年額 5円
	学校施設の敷地の一部使用(教職員の通勤用自動車(自動二輪車を除く。)の駐車場として使用するものをいう。)	1台につき	月額 1,000円
	その他	1m²につき	年額 430円
建物	庁舎等の一部使用(防火対象として建物の一部とみなされる場合を含む。)	1m²につき	年額 2,000円

備考

ア　この表の料金によることが不適当と認めるものについては、隣接

改　正　後	改　正　前
の土地の賃借料等を考慮して、その都度町長が定める。 2　使用期間が1年に満たないときは、月割りをもって計算し、使用期間が1月に満たないときは、1月として計算する。 3　使用の長さが1メートル未満のとき又は1メートル未満の端数があるときは、これを1メートルに、使用面積が1平方メートル未満のとき又は1平方メートル未満の端数があるときは、これを1平方メートルとして計算する。 4　使用料の額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てる。	の土地の賃借料等を考慮して、その都度町長が定める。 イ　使用期間が1年に満たないときは、月割りをもって計算し、使用期間が1月に満たないときは、1月として計算する。 ウ　使用の長さが1メートル未満のとき又は1メートル未満の端数があるときは、これを1メートルに、使用面積が1平方メートル未満のとき又は1平方メートル未満の端数があるときは、これを1平方メートルとして計算する。 エ　使用料の額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てる。 18　保健福祉センター使用料 (1)　体力づくりフロア使用料　1回　100円

議 案 参 考 資 料

（令和７年第１回定例会３月会議）

担当課（室）係

生涯学習課　社会教育係

１．議案名

議案第２７号　妙寺防災コミュニティセンター設置及び管理に関する条例の全部を改正する条例制定について

２．背景・経過

妙寺防災コミュニティセンターにおける使用料は、妙寺防災コミュニティセンターを利用する方に受益の範囲内で、使用料等を負担していただくことを基本的な考え方としています。そのことから、本町における妙寺防災コミュニティセンターの使用料について、他の公の施設使用料と同様に、統一的な基準を定め、受益と負担の公平性や公正性を確保し、妙寺防災コミュニティセンターを利用する方に理解が得られる合理的な料金の設定を行います。

３．趣旨・目的

妙寺防災コミュニティセンターにおける使用料に関する見直し及び使用許可の整備等に伴い、全部改正を行おうとするものです。

４．概要

①使用料の改正（消費税別表記）　第８条及び第９条

②使用の許可等　第５条から第７条、第１０条から第１４条

（施行期日：令和７年１０月１日）

議 案 参 考 資 料

（令和７年第１回定例会３月会議）

担当課（室）係

生涯学習課　社会教育係

１．議案名

議案第２８号　かつらぎ町立公民館設置及び管理条例の全部を改正する条例制定について

２．背景・経過

公民館における使用料は、公民館を利用する方に受益の範囲内で、使用料等を負担していただくことを基本的な考え方としています。

そのことから、本町における公民館の使用料について、他の公の施設使用料と同様に、統一的な基準を定め、受益と負担の公平性や公正性を確保し、公民館を利用する方に理解が得られる合理的な料金の設定を行います。

３．趣旨・目的

公民館における使用料に関する見直し及び表記の整理等に伴い、全部改正を行おうとするものです。

４．概要

①使用料の改正（消費税別表記）　第５条から第６条

②題目表記の整理　「かつらぎ町立公民館設置及び管理に関する条例」に改める

③使用の許可等　第４条、第７条から第１１条

（施行期日：令和７年１０月１日）

議 案 参 考 資 料

（令和７年第１回定例会３月会議）

担当課（室）係
生涯学習課　社会教育係

１．議案名

議案第２９号　かつらぎ町児童遊園等設置及び管理に関する条例制定について

２．背景・経過

児童遊園等の設置に関することは、「かつらぎ町社会体育施設等設置条例」に記載されていますが、「児童公園」、「児童遊園」、「少年スポーツ広場」、「多目的広場」、「河川広場」が混在し、利用する方にとって分かりづらい状況となっています。

３．趣旨・目的

児童遊園等における設置及び管理について、必要な事項を定めるため、新たに条例制定を行おうとするものです。

４．概要

①目的（第１条）

②名称及び位置（第２条）

②禁止事項、目的外使用の許可、本町の免責、損害の賠償（第３条から第８条）

（施行期日：令和７年１０月１日）

議 案 参 考 資 料

（令和７年第１回定例会３月会議）

担当課（室）係

生涯学習課　スポーツ振興係

１．議案名

議案第３０号　かつらぎ町スポーツ施設設置及び管理に関する条例制定について

２．背景・経過

かつらぎ町のスポーツ施設の設置及び管理に関することは、「かつらぎ町都市公園条例」、「かつらぎ町社会体育施設等設置条例」及び「かつらぎ体育センター設置及び管理条例」に分かれて記載されており、利用する方にとって分かりづらい状況となっています。

３．趣旨・目的

町民がスポーツ及びレクリエーション等の場として利用に供し、もって町民の心身の健全な発達及び健康の増進を図るとともに、利用する方にとって分かりやすく、かつ、適切なスポーツ施設の管理を行うため、新たに条例制定を行おうとするものです。

４．概要

①スポーツ施設に関する条項が記載された条例の統合

②許可に関する事項の追加（手続、権利の譲渡等の禁止、許可の取消）　第７条から第９条

③損害の賠償に関する事項の追加　第１０条

④使用料の改正（消費税別表記など）　第１１条

⑤使用料の減免に関する事項の追加　第１２条

⑥指定管理者に関する事項の追加（管理、指定、基準、取消など）　第１３条から第１９条

（施行期日：令和７年１０月１日）

議 案 参 考 資 料

（令和７年第１回定例会３月会議）

担当課（室）係
生涯学習課　社会教育係

１．議案名

議案第３１号　かつらぎ町児童館設置及び管理条例の全部を改正する条例制定について

２．背景・経過

児童館における使用料は、児童館を利用する方に受益の範囲内で、使用料等を負担していただくことを基本的な考え方としています。

そのことから、本町における児童館の使用料について、他の公の施設使用料と同様に、統一的な基準を定め、受益と負担の公平性や公正性を確保し、児童館を利用する方に理解が得られる合理的な料金の設定を行います。

３．趣旨・目的

児童館における使用料に関する見直し及び表記の整理等に伴い、全部改正を行おうとするものです。

４．概要

①使用料の改正（消費税別表記）　第５条から第６条

②題目表記の整理　「かつらぎ町立児童館設置及び管理に関する条例」に改める

③使用の許可等　第３条から第４条、第７条から第１１条

（施行期日：令和７年１０月１日）

議 案 参 考 資 料

（令和７年第１回定例会３月会議）

担当課（室）係
住民福祉課　社会福祉係

１．議案名

議案第３２号　老人憩の家設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例制定について

２．背景・経過

公の施設における使用料は、施設を利用する方に受益の範囲内で、使用料等を負担していただくことを基本的な考え方としています。

そのことから、本町における公の施設使用料について統一的な基準を定め、受益と負担の公平性や公正性を確保し、施設を利用する方に理解が得られる合理的な料金の設定を行います。

また、併せて老人憩の家としての用途変更に伴い、表記の整理を行います。

３．趣旨・目的

公の施設における使用料に関する見直し及び「花園老人憩の家　紫翠荘」の用途変更に伴い、所要の改正を行おうとするものです。

４．概要

（１）名称及び位置

条例第２条の表中より次の施設を削除します。

施設の名称	花園老人憩の家　紫翠荘
所在地	かつらぎ町大字花園梁瀬７３６番地の４

（２）使用料の改正

消費税別表記、貸出単位の見直しなど

（施行期日：令和７年１０月１日）

（令和７年第１回定例会３月会議）
【議案第３２号　参考資料】

老人憩の家設置及び管理に関する条例新旧対照表

改　正　後

○老人憩の家設置及び管理に関する条例

（平成28年かつらぎ町条例第41号）

（省　　略）

（名称及び位置）

第2条　老人憩の家の名称及び位置は次のとおりとする。

名称	位置
かつらぎ町老人憩の家	かつらぎ町大字萩原65番地の1

（省　　略）

（使用料）

第8条　使用者は、別表に定める額の使用料を納付しなければならない。

2　使用料の額は、この表により計算した額に消費税法(昭和63年法律第108号)に定める消費税の税率を乗じて得た額及び地方税法(昭和25年法律第226号)に定める地方消費税の税率を乗じて得た額を加算した額(この額に１円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額)とする。

改　正　前

○老人憩の家設置及び管理に関する条例

（平成28年かつらぎ町条例第41号）

（省　　略）

（名称及び位置）

第2条　老人憩の家の名称及び位置は次のとおりとする。

名称	位置
かつらぎ町老人憩の家	かつらぎ町大字萩原65番地の1
花園老人憩の家　紫翠荘	かつらぎ町大字花園梁瀬736番地の4

（省　　略）

（使用料）

第8条　使用者は、別表に定める額の使用料を納付しなければならない。

改　正　後

（省　　略）

（使用料の減免）

第10条　町長は、特に必要があると認めたときは、規則で定めるところにより使用料を減額し、又は免除することができる。

（省　　略）

別表（第8条関係）

種別	使用料（1時間につき）
1階広間	100円
2階和室（中）	100円
2階和室（1）	100円
2階和室（2）	100円
2階和室（3）	100円

備考

1　利用時間は、利用のための準備及び利用後の復元のための時間を含むものとする。

2　1時間未満の利用は、1時間とする。

改　正　前

（省　　略）

（使用料の減免）

第10条　町長は、特に必要があると認めたときは、使用料を減額し、又は免除することができる。

（省　　略）

別表（第8条関係）

（1）　かつらぎ町老人憩の家

使用区分及び時間	午前	午後	夜間
	午前9時から正午まで	午後1時から午後5時まで	午後6時から午後10時まで
1階広間	630円	630円	1,260円
2階和室（中）	630円	630円	1,260円
2階和室（1）	320円	320円	630円
2階和室（2）	320円	320円	630円
2階和室（3）	320円	320円	630円

備考

規則に定める使用時間外に使用する場合の使用料は、1時間当たり、各使用区分ごとに定めた夜間の欄に掲げる額の3割に相当する額とし、10円未満の端数は切り捨てる。また、冷暖房設備を使用する場合は、1時間につき320円を加算する。ただし、暖房器（燃料代を含む。）の使用料は1台につき260円とする。

改　正　後	改　正　前
	(2)　花園老人憩の家　紫翠荘 <table><tr><td rowspan="2">種別</td><td colspan="3">団体</td><td colspan="3">小グループ・家族又は個人</td></tr><tr><td>昼間</td><td>夜間</td><td>止宿</td><td>昼間</td><td>夜間</td><td>止宿</td></tr><tr><td>談話室・軽作業室・娯楽室・図書室</td><td></td><td></td><td></td><td>1室 1時間当220円</td><td>1室 1時間当270円</td><td>1室 止宿時間内3,160円</td></tr><tr><td>集会所</td><td>1室 1時間当1,260円</td><td>1室 1時間当1,370円</td><td>1室 止宿時間内16,820円</td><td></td><td></td><td></td></tr></table> 注　団体とは、10人以上のグループとする。

（令和７年第１回定例会３月会議）
【議案第３２号　参考資料】

位置図

議 案 参 考 資 料

（令和７年第１回定例会３月会議）

担当課（室）係

花園地域振興課　地域振興係

１．議案名

議案第３３号　花園野外活動総合施設設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例制定について

２．背景・経過

花園野外活動総合施設は、町民と都市住民との交流を図り、健康で豊かな生活の推進を目的として設置された「新子ふるさと村」「金剛緑地広場」「花園屋内ゲートボール場」から構成される施設です。

各施設とも設置から相当の年数を経過しており、「金剛緑地広場」のテニスコート及び「花園屋内ゲートボール場」については、数年来利用がなく、利用に関する問い合わせや要望も無い状態が続いています。

３．趣旨・目的

施設の廃止及び公の施設使用料の見直しに伴い、所要の改正を行おうとするものです。

４．概要

・「金剛緑地広場」テニスコート及び「花園屋内ゲートボール場」を廃止します。

・「金剛緑地広場」野球場を、様々な活動に利用しやすいよう「多目的広場」に改め、使用時間及び使用料の見直しを行います。

（施行期日：令和７年１０月１日）

（令和７年第１回定例会３月会議）
【議案第３３号　参考資料】

花園野外活動総合施設設置及び管理に関する条例新旧対照表

改　正　後

○花園野外活動総合施設設置及び管理に関する条例

（平成21年かつらぎ町条例第16号）

（省　　略）

（名称及び位置）

第2条　総合施設の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
新子ふるさと村	かつらぎ町大字花園新子96番地の1
金剛緑地広場	かつらぎ町大字花園新子266番地の3

（施設）

第3条　総合施設に次の施設を置く。

(1)　(略)

(2)　金剛緑地広場

ア　スポーツ施設管理棟　1棟

イ　便所棟　2棟

ウ　水車小屋　1棟

改　正　前

○花園野外活動総合施設設置及び管理に関する条例

（平成21年かつらぎ町条例第16号）

（省　　略）

（名称及び位置）

第2条　総合施設の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
新子ふるさと村	かつらぎ町大字花園新子96番地の1
金剛緑地広場	かつらぎ町大字花園新子266番地の3
花園屋内ゲートボール施設	かつらぎ町大字花園梁瀬782番地の1

（施設）

第3条　総合施設に次の施設を置く。

(1)　(略)

(2)　金剛緑地広場

ア　スポーツ施設管理棟　1棟

イ　便所棟　2棟

ウ　水車小屋　1棟

改　正　後	改　正　前
エ　多目的広場　1面	エ　野球場　1面 オ　テニスコート　4面 (3)　花園屋内ゲートボール施設 ア　ゲートボール場　2面 イ　休憩所　1棟 ウ　便所棟　1棟
(省　　略)	(省　　略)
(使用料) 第8条　利用者は、別表に定める額の使用料を町長に納付しなければならない。 2　使用料の額は、この表により計算した額に消費税法（昭和63年法律第108号）に定める消費税の税率を乗じて得た額及び地方消費税法（昭和25年法律第226号）に定める地方消費税の税率を乗じて得た額を加算した額（この額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とする。	(使用料) 第8条　利用者は、別表に定める額の使用料を町長に納付しなければならない。
第9条　(略)	第9条　(略)
(使用料の減免) 第10条　町長は、特に必要があると認めるときは、規則で定めるところにより使用料を減額し、又は免除することができる。	(使用料の減免) 第10条　町長は、公益上必要があると認めるときは、使用料を減額し、又は免除することができる。
(省　　略)	(省　　略)
別表(第8条関係)	別表(第8条関係)

改　正　後

花園野外活動総合施設使用料(3歳未満無料)

(1)　新子ふるさと村

施設名	区分	使用料（１人につき）
宿舎	宿泊	1,000円

(2)　金剛緑地広場

施設名	区分	使用料 （１時間につき）	夜間照明 （１時間につき）
多目的広場	町内	1,000円	2,000円
	町外	1,500円	2,000円

備考

１　利用時間は、利用のための準備及び利用後の復元のための時間を含むものとする。

２　１時間未満の利用は、１時間とする。

改　正　前

花園野外活動総合施設使用料(消費税含む。3歳未満無料)

(1)　新子ふるさと村

施設名	区分	利用料金
宿舎	宿泊	1人　1,000円 (備品使用料) バーベキュー台1台　1,000円 (広場キャンプ) テント1張り　2,000円

(2)　金剛緑地広場

施設名	区分	利用料金
野球場	1日　8,000円	
	半日　4,000円	
	夜間照明使用料1時間　2,500円	
テニスコート	1面1時間　1,000円 (備品等使用料) 貸しラケット1本　200円 貸しボール1個　100円	

(3)　花園屋内ゲートボール施設

施設名	利用料金
ゲートボール場	1面1時間　1,000円

議 案 参 考 資 料

（令和７年第１回定例会３月会議）

担当課（室）係
建設課　総務係

１．議案名

議案第３４号　かつらぎ町都市公園条例の全部を改正する条例制定について

２．背景・経過

現行のかつらぎ町都市公園条例は、有料公園施設以外の都市公園が表記されておらず、対象となる施設が分かりにくいことから、住民の方に分かりやすくなるよう改正するものです。

また、都市公園内のスポーツ関係施設等について、個別条例で規定することにより、施設の管理運営を明確にします。

３．趣旨・目的

住民の方に分かりやすくするため、都市公園の一覧、教育委員会へ委任するスポーツ関係施設を明記します。また、園地使用料の整理及び条例文の章、条項番号等の整理を行うため、全部改正を行おうとするものです。

４．概要

都市公園の適切な管理を行うため、かつらぎ町都市公園条例の全部を改正する条例を制定します。

１．すべての都市公園を明記します。

２．有料公園施設使用料を廃して、個別条例にて定めます。
・かつらぎ町スポーツ施設設置及び管理に関する条例

３．園地使用料の整理
園地使用料を園地使用料（別表第４）と占用料に分類し、占用料はかつらぎ町道路占用料徴収条例別表の例により規定します。

４．章、条項番号等の整理
条例の全部改正に伴い、章、条項番号等の整理を行います。

（施行期日：令和７年１０月１日）